

新たな「消費者基本計画」(素案) に対する意見の整理 (具体的施策)

該当箇所	意見概要
(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	
消費者の安全・安心の確保	
施策番号 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関のみでなく、事業者、消費者経由の情報についても触れるべき。収集・整理のみではなく公表についても明記すべきである。重大事故等に関与する行政機関(警察、消防、国民生活センター、経済産業省、厚生労働省等)を全て担当省庁に明記すべきである。追跡調査や原因究明の短期化を目指すべきであり、それが検証可能となるような目標設定が必要。事故被害者の救済についても検討すべきである。 ・ 重大事故情報等は、消費者安全法に基づき通知されるものだけでなく、消費生活用製品安全法に基づき事業者等から通知されるものや、その他消費者から通知された事故情報をその対象にすべきである。また、事故原因分析のために収集・整理した情報も公開すべきである。関係行政機関のなかでも、警察、消防、病院、保健所は重要であることを確認するとともに、担当省庁として、消費生活用製品安全法の観点から経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構、消費者安全法の観点から独立行政法人国民生活センターを含めるべき。 ・ 地方公共団体からの通知を受けて追跡調査や原因究明を行うだけでなく、全ての通知について、対応状況やその結果を月 1 回等定期的に全国の地方公共団体に情報提供し、各地方公共団体の判断において住民に周知できるような仕組みを構築すべきである。 ・ 重大事故等の情報収集、原因究明だけでなく、起きてしまった事故への救済対策や誤報などが起きないための対策も講じるべきである。 ・ 収集・整理等の対象を「重大事故等」に限定せず「消費者事故等」も含めるべき。
施策番号 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「既存の官民の調査機関の積極的活用の在り方と、消費者事故等についての独立した事故調査委員会の在り方について検討する」と修文すべきである。また、医療機関も含め、各分野での調査機関を列挙して具体的に調査機関を示すべきである。施策番号 16 で触れているように、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者による原因究明等も行うべき。原因究明機関は、

該当箇所	意見概要
	<p>消費者の利用を可能とすべきである。(同旨1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成23年度までに一定の結論を得る」とあるが、この機関の必要性は明確であり早急に進めた方が良いと思われる。是非検討期間を短縮して有効な機関の設置をお願いする。 ・事故調査機関の重複は避けるとともに、既存の調査機関であるNITEや国民生活センター等の間の協力体制や役割分担について明確にしていきたい。 ・情報のフィードバックの方法についても検討していきたい。 ・この記載振りでは、検討のポイントや方向性が見えてこない。調査機関は「独立」だけでなく、「公正」であることや「消費者の信頼を受ける」ことが必要ではないか。また、被害者に対する精神的なケアも配慮したトータルな制度設計を行うという視点も重要。 ・事故原因究明制度の在り方を検討する際には、その一環として、検死制度(死因究明制度)の在り方についても全面的な見直しをしていただきたい。
<p>施策番号3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他経済情勢」を削除するとともに、「重大事故等の範囲について、範囲を拡大する方向で検討する」と記述すべきである。施策番号18での重大製品事故等の範囲の拡大と関連し、担当省庁に経産省を含めて施策を進めるべき。(同旨1件) ・重大事故の範囲のうち、「全治1ヶ月以上の怪我」については、柔軟に解釈(全治4週間は1ヶ月以上ではないというようなことを言わずに)するとともに、治癒期間に関わらない表現(骨折、重度の火傷、指の切断など)も取り入れるべき。 ・重大事故等の範囲については、財産事案における被害の傾向などの慎重な分析・検討が必要であり、一定の情報収集期間を経て実効性のある規定を策定することができるのであって、平成22年度末までに一定の結論を得るとするのは拙速である。
<p>施策番号4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討する」と修文し、実施時期を「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。記述内容が分かりにくい。具体的に実施することを明瞭に記述すべきである。 ・消費者被害全体を範疇に、被害者や被害救済の現場担当者などを交えて、消費者の安全・安心の確保のための情報収集・分析手法を検討すべきである。 ・テーマ設定に当たっては、地域的に高い関心があるものもテーマとすべきではないか。また、情報提供の対象機関として、

該当箇所	意見概要
	消費者団体も加えるべきではないか。
施策番号 5	<ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NET や事故情報データベースを含むことを明記すべきである。消費者への情報提供に当たっては、可能な限り担当行政機関が入手した情報、被害拡大防止に必要な基本的情報を含め、分かりやすい情報提供をする旨を追加すべきである。(同旨 1 件) ・アメリカのある州では、玩具などの事故情報は、教育委員会を通じて教育現場から保護者へ広くいきわたるようにしている。日本でも早急に取り入れるべき。 ・「努める」を外し「重要度・緊急度・リスクに応じた効果的かつ分かりやすい情報提供を行う」としてほしい。従来の方法に加え、確実に消費者に届けるプッシュ型の情報提供方法を検討することを付記すべきだと考える。 ・「重要度・緊急度・リスクに応じた効果的かつ分かりやすい情報提供を行う」と修正するとともに、食品のリコール情報について、消費者庁が一元的に管理し、地方自治体と連携して有効な報告制度を検討すべきである。 ・情報提供は迅速に行うこととすべきである。 ・冒頭に「消費者庁、国民センターは連携を密にして、」を追加する。 ・事故情報等に関してとても重要だと考えるがとても分かりにくい。消費者庁の役割がよく分からない。 ・『分かりやすい情報提供を行うよう努める「とともに、機密情報の取扱や公表することによる風評被害等についても十分考慮する」。』と修正してはどうか。
施策番号 6	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱医療機関を拡大し、厚労省及び医薬品医療機器総合機構を関係省庁に含めるべき。(同旨 1 件) ・医療相談は専門的であり、消費生活センターのレベルでは相談が受けにくいため、医療相談の窓口を充実させてほしい。
施策番号 7	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱の整備は「平成 22 年度末までに実施する」とすべきである。(同旨 1 件) ・あくまでも消費者の立場に立った対応がなされるような要綱とすべきである。
施策番号 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「記者説明会等を通じ、」という表現は削除すべきである。取りまとめた情報を提供するだけでなく、収集した情報を公開するという視点を施策に盛り込むべき。(同旨 1 件) ・施策番号 9 や 10 とも関連して、PIO-NET を大いに活用するために、できるだけ短期間に国が責任を持って配備すべきである。

該当箇所	意見概要
	<p>また、PIO-NETが有効活用されるよう人材教育についても継続的・計画的に実施すべきである。(同旨1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策番号8、9、10、11、12、13、150に共通するが、PIO-NET、事故情報データベース等の情報を収集するとともに、将来的には国による保守の人的・費用のバックアップ体制を念頭に、国の総合的な「消費者情報ネットワークシステム」を構築すべきである。 ・施策番号8～11について、情報を評価、解析する機能を強化するため、感度の高い専門性を備えた人材の育成、配置が必要。 ・国においては、PIO-NET情報を分析し、被害が広がるおそれのある場合は、事業者から勧誘の合理性(1年で倍儲かるなど)等の根拠の提出を求め、提出できない場合や合理性が認められない場合には、当該営業をやめさせるといった法的根拠のもと、消費者被害の未然防止を徹底的に行うべき。
<p>施策番号9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品テストを実施する原因究明機関の一つとして、消費者庁、経済産業省も担当省庁とすべきである。テスト結果については、まとまった結果について関係省庁に照会した上で発表されているが、消費者庁が司令塔の役割を行使することを考えれば、関係省庁の了解が得られなくても、必要な情報の公表は積極的に行うべき。また、事故情報には出てこない、集まりにくい情報を、消費者団体等と連携し収集し、重大な事故に至る前の未然防止に役立てるべき。(同旨1件) ・情報提供にとどまらず、広く国民に注意喚起を行ってほしい。また、重大事故にはなっていないとしても小さな不具合が事故の予兆である可能性もあるので、そのような声を集めることも大切。(同旨1件) ・「消費者事故等についての独立した調査機関の在り方」について <p>商品テスト機能の充実強化を明記し、国民生活センターテスト部の充実(人、専門性、地方への拡充など)、都道府県における商品テスト機能の充実及び国による支援の検討をすべきである。(同旨1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体において独自に消費者へテスト結果等を周知するため、消費者庁は各テスト機関の有する映像情報を収集し、これをホームページに掲載するほか、地方公共団体にも提供するべきである。また、緊急に注意喚起が必要な場合は、地方公共団体に対してチラシ類の提供等を行うべき。 ・円滑な営業の確保のため、単純な表示の間違いについては偽装表示の対象としないいただきたい。

該当箇所	意見概要
施策番号 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な計画を明記すべきである。また、事故情報の共有のために、端末配備機関を、専門機関・大学などの研究機関・弁護士会などにも拡大し、PIO-NETは情報の収集及び提供をするシステムとすべきである。（同旨 1 件） ・ ここでの関係機関には消費者団体は考慮されていないように思われる。被害の救済や被害の防止のために活動している消費者団体には、国や国民生活センターが持っている情報の直接提供の検討をすべきである。 ・ ハード（PIO-NET端末の整備等）、ソフト（行政職員及び消費生活相談員への情報取り扱いの徹底、意識と資質の向上等）両面における必要な体制整備及び財政支援を行うべきである。
施策番号 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ PIO-NETについて国民生活センターと消費者庁の関係が明確でなく、消費者庁を関係省庁に含めるべき。また、事故情報の共有のために、端末配備機関を、専門機関・大学などの研究機関・弁護士会などにも拡大し、PIO-NETは情報の収集及び提供をするシステムとすべきである。（同旨 1 件） ・ 新PIO-NETシステムは国が情報を集めやすい仕組みではあるが、相談業務で使いやすいように改善してほしい。（同旨 1 件） ・ 現時点では、PIO-NETに収集される情報を基にしての基盤整備は必要だが、将来的には消費者庁の「情報収集ネットワークシステム」として機能するよう整備するべきである。 ・ PIO-NETのオンライン化による関係機関や相談員が閲覧できる仕組みを目指すといった消極的な姿勢ではなく、積極的に推進し、早期に実現できるよう努めるとすべきである。
施策番号 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策番号13と統合すべきである。データバンクに参画する全省庁を担当省庁に含めるべき。「データバンクの平成22年度中の構築と、運用状況の検証」を明記すべきである。関係機関の取りまとめた情報ではなく、収集した情報そのものを一元的に集約すべきである。（同旨 1 件） ・ 施策番号13と統合した上で、文末を「～を運用し、運用状況の検証、改善に向けた検討を行う」と修正すべきである。担当省庁をデータバンクに参画する全省庁とすべきである。実施時期を「平成22年度以降継続的に運用し、運用状況の検証・改善に向けた検討について平成23年度までに一定の結論を得る」とすべきである。（同旨 1 件） ・ 事故情報をどのように一元化集約しそれをどのように運用するのか具体的に記述すべきである。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的なメーカーや商品名まで公開するような情報の公表の在り方について具体的に検討すべきである。（同旨1件） ・ 消費生活センターの商品テスト部門等の整備・充実強化対策についても施策として加え、具体的施策も示すべきである。
施策番号 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策番号 12 と統合すべきである。 ・ 法務省以外の行政機関も事故情報データベースへの参画を積極的に進めるべき。 ・ 法テラスで受け付けた相談も、消費生活センターでも見られるようにしてほしい。
施策番号 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した事故情報につき、公表・提供も進めるべき。救急救命活動での製品事故情報収集ができる体制を構築すべきである。食品安全委員会での危険性の評価において、ゼリーによる事故がこんにゃく入りかどうかの情報がないまま評価されてしまっているなどの問題の是正を図るべき。（同旨1件）
施策番号 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者に対する事故防止プロジェクトや、高齢者、障害者に生じる類似事故の予防も子どもと同様に検討すべきである。 ・ 「周知の方法」なども具体的に考えてほしい。 ・ 安全教育として、交通事故や火災だけではなく、製品が本来持つ危険性を教えることを盛り込んでいただきたい。
施策番号 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁の所管業界団体に向けての施策であるため、「消費者基本計画」に盛り込むべき施策ではなく、削除すべきである。 ・ 「また、繰り返し起きている」以降を別の施策とし、消費者庁を担当省庁に含めるべき。高齢者、障害者に生じる類似事故の予防も同様に検討すべきである。 ・ 日本では高齢者の急増に伴い、ベッドや車椅子など高齢者や障害者の事故も増加している。「キッズデザイン」として年齢制限をするのではなく、「ユニバーサルデザイン」等の普及・推進にも取り組むとともに、製品の使い方等に関する効果的な情報提供の方法として、「ユニバーサルデザイン賞」等の表彰により普及・啓発を推進すべきである。 ・ 「事故情報は、教育委員会を通じて教育現場から保護者へ広くいきわたるようにする」旨も記載し、担当省庁に文部科学省と消費者庁を追加すべきである。 ・ 情報提供の方法については、地方自治体にまかせきりにするのではなく、具体的に検討してほしい。
施策番号 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故調査委員会といった専門機関が必要であり、消費者庁も担当省庁に含めるべき。（同旨1件）

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査結果については、報告書を作成し公表する。」とすべきである。
施策番号 18	<ul style="list-style-type: none"> ・施策番号 3 と同様に、「平成22 年度末までに一定の結論を得る」と記述すべきである。「消費者安全法に基づく 情報収集を着実に実施し、 その実施状況の検証を踏まえて、」部分は削除すべきである。（同旨 1 件）
施策番号 19	<ul style="list-style-type: none"> ・前段と後段は項目を別にすべきである。 事故情報の分析、原因の調査・究明等について、消費者庁、国民生活センター等との連携等が必要で、担当省庁に含めるべき。（同旨 1 件）
施策番号 20	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の人選においては、消費者の視点及び被害救済の経験等を考慮すべきである。（同旨 1 件）
施策番号 21	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業がリコールできる体制の検討（社告掲載費用、保険料等）が必要である。（同旨 1 件） ・早期にリコール情報が国の隅々に行き渡る情報発信体制や問題発生責任による事業者の周知義務と併行して、広範で多様な情報発信網（防災連絡網の類）の構築を検討すべきである。 ・「消費者の特性を考慮して」との部分は自明であり、必要ないのではないか。
施策番号 22	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の解析に消費者目線をいれるために、担当省庁に消費者庁を加えるべき。自動車メーカーからの情報収集については、これまで以上に、国内外の死亡・負傷事故情報、物損事故、消費者苦情数、社内のフィールドレポート数など、海外で収集されているのと同程度の、リコールにつながる情報を早期に集める必要がある。（同旨 1 件） ・事業者の申出に限らず、消費者の立場から、迅速にリコール措置が講じられる体制整備の検討が必要である。 ・「自動車のリコール関連施策」について、自動車の不具合や安全性に関する消費生活相談件数は常に上位にランキングされておりながら、原因究明テストが困難であるためメーカー側の結果報告に基づく判断になりがちである。（独）交通安全環境研究所（国土交通省所管）などにおいて積極的に原因究明テストを受け入れてもらえる体制の整備をお願いしたい。
施策番号 23	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が利用しやすいマニュアルとすべきである。 ・家庭用化学製品については、環境への影響も視点に入れる必要があるため、「洗剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」に関して、これらの成分、10 種の合成界面活性剤が PRTR 制度における「第 1 種」に指定されているという事実をきちんと伝える内容とする必要がある。また、担当省庁等に環境省を付加する。
施策番号 24	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーサビリティに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。また、担当

該当箇所	意見概要
	<p>省庁は農林水産省、厚生労働省とすべきである。</p> <p>(修正案) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」、及び「食品衛生法第3条第2項」に基づき、農林漁家や食品事業者等における仕入等の記録の作成・保存の義務付けの普及・拡大について検討し、必要に応じて所要の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度を定着させていただき、悪質な業者には取り締まりなどを強化してほしい。 ・我が国食品製造業は、事業所数の99%、製造品出荷額の約8割が中小零細事業者によって担われているという状況を踏まえるとともに、食品製造事業者の意見を十分に聴取し、食品の生産・加工の実態、食品製造事業者の実行可能性を十分に検討していただきたい。 ・特定の省および庁に限定した取組みと捉えるべきでなく関係省庁にまたがる総合的な取組みとしていただきたい。(施策番号25、26、29に関連)
<p>施策番号 25</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GAPに係る施策について総合的に記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 <p>(修正案) 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤づくりを進めるとともに、産地における更なる取組みの普及・拡大をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策26のように具体的な支援内容を入れてはいかがか。 ・「高度な取組内容を持つ」及び「と取組内容の高度化」を削除すべきである。
<p>施策番号 26</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 <p>(修正案) 中小零細規模の食品製造事業者層に対して、HACCP手法に基づく衛生管理の考え方の定着や一般的衛生管理に基づく食品の製造の徹底を図るために必要な措置を講ずる。担当省庁は農林水産省、厚生労働省とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・零細規模層の食品製造事業所に対しては、「一般的衛生管理を徹底させる」とあるが、基準が必要。HACCP手法の研修を行い、取組み可能な項目から行うようにする方法も考えられる。 ・「低コスト導入手法の構築」の例示として、地域HACCPなどを挙げるべき。
<p>施策番号 27</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度にも取りまとめる」ことは明記すべきである。(同旨1件)

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・PL法は生命・身体の安全に加え財産関係の拡大損害についても対象となるため、消費者問題に関する裁判例等は広く収集・整理する必要がある。その際には、消費者に有利な裁判例のみならず、事業者団体等からの協力を得て、消費者に不利益な裁判例についても収集・分析、公表すべきである。 ・「～公表を行いつつ、PL法改正について検討する」と修正すべきである。実施時期については、「法改正については、平成23年度までに一定の結論を得る」とすべきである。 ・消費者庁は、平成22年度に結論が得られるように「PL法の改正」を検討すべきである。 ・「製造物責任（PL）法に基づく訴訟事例を調査・分析し、消費者被害防止への実効性を図るため、必要な点について法改正を図る。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。（同旨1件） ・「製造物責任（PL）法に基づく訴訟を提起された場合、その内容を収集する制度を海外の制度を参考に導入する。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。 ・「製造物責任（PL）法に基づく訴訟事例の収集・提供体制を整備し、欠陥判断が示された案件について該当する製品名を公表する。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。
<p>施策番号 28</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に関するリスクコミュニケーションに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 （修文案）リスクコミュニケーションで関係者から出された意見・情報について、反映の有無の工夫、及び反映の有無の理由が明確となるような情報提供を実施する。 ・「関係省庁等と連携して、食品の安全性に関する適切な情報提供に努めるとともに、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。」とあるが、「リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な手法を明確にし、反映の結果を公表する。」とすべきである。 ・食品安全委員会への消費者の参加、消費者の立場に立ったリスク評価の在り方、双方向性を遵守する本来のリスクコミュニケーションの在り方を前提に検討すべきである。（同旨2件） ・政府全体で行う食品安全行政に関する総合的なリスクコミュニケーションについて消費者庁が全プロセスに関与すること

該当箇所	意見概要
	<p>を明記していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全行政に関わるリスクコミュニケーションの推進について <p>①政府全体で行う食品安全行政に関する総合的なリスクコミュニケーションについて、実施計画の策定・運用及び実施後の定期的な改善が有効に実施されるよう、消費者庁が総合的な調整を行うこと。</p> <p>②リスクコミュニケーションで関係者から出された意見・情報について、反映の有無の工夫、及び反映の有無の理由が明確となるような情報提供の実施。</p> <p>③リスクコミュニケーションを担う人材育成の推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおり、項目を複数に分けるべき。 <p>①消費者庁におけるリスクコミュニケーションの総合調整機能の発揮に向けた、「関係省庁会議の運営規定の整備」について記載し、実施時期を「平成22年度までに一定の結論を得る」とすべきである。</p> <p>②「関係省庁等と連携して、食品の安全性に関する適切な情報提供に努めるとともに、リスクコミュニケーションで関係者から出された意見・情報について、施策への反映の有無の理由が明確となるような情報提供の実施」について記載すべきである。</p> <p>③「リスクコミュニケーションを担う人材育成の推進と、人材育成プログラムの策定と普及」について記載し、実施時期を「平成22年度中にプログラムを策定する」とすべきである。</p> <p>④食品の安全に関わる機関・組織（事業者、消費者団体、地方自治体等）が行うリスクコミュニケーション活動（例：リスクコミュニケーションを向上させるためのフォーラム、保健所の公開見学会など）への国の支援策の検討」について記載し、実施時期を「平成22年度までに一定の結論を得る」とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に関するリスク管理は、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを目的として、科学的知見に基づいて、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を採る必要がある。また、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映し、リスク管理措置を講ずることが必要と考える。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当として多くの省庁が挙げられているが、ぜひ、しっかりと連携を行い、具体的プランを立てて推進していただきたい。
<p>施策番号 29</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に関するリスク管理に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。また、担当省庁は農林水産省、厚生労働省とすべきである。（同旨1件） <p>(修文案)</p> <p>食品安全に関するリスク管理は、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を執る必要があるが、その際、科学的知見に基づいて行うとともに、健康影響リスクが大きいと予測される場合には、科学的知見が不十分であっても国民の健康への悪影響を防ぐために暫定的な措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施策に、消費者庁と厚生労働省を追加すべきである。（同旨1件） ・「科学的知見に基づき」とあるが、リスク管理においては、国民の不安、不信などの要素も十分勘案した措置をお願いする。 ・「科学的知見に基づくとともに、科学的知見が確定していないような事例にあっては予防原則に基づき未然防止のための措置を執り、国民の健康への悪影響を防ぐ必要がある」との趣旨を記載すべきである。（同旨2件） ・「食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じる。」とあるが、「国際動向を配慮しつつ国民の意見を重視した措置を講ずる必要がある」とするべきである。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策番号91のエステ業界、施策番号153の警備業界に限らず、トラブルの集中している業界を洗い出し、指導を強める必要があることから、具体的施策として、「過去一年に遡って消費者トラブルの多い業界に対して、指導強化と業界基準の作成、従業員に対する基準指導の強化」を追加すべきである。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁及び総務省は、平成23年度に一定の結論が得られるように「プライバシー保護に関する第三者機関の設置の検討」をすべきである。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基本法に消費者の権利を明文化し、食品安全委員会に消費者代表委員を選任するとともに、消費者庁に移管すべきである。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品分野について、食品安全基本法第21条第1項に基づく基本的事項について所要の修正を行うべきである。

該当箇所	意見概要
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法その他の建築関連法令の住宅の安全性に関する規定部分を、住宅安全に特化した法令へ統合・整備するとともに、建築士制度の改善、建築確認・検査制度の実質化を図るべき。また、補助金・税制措置等による耐震診断・耐震改修の強力な推進等により既存不適格住宅の解消に向けた対策を強力に推進すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不当表示・危害の恐れのある食品の回収・公表制度を検討する。」を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S法「玄米及び精米品質表示基準」について、①単一銘柄米の「産地」「品種」「産年」表示の妥当性、②複数原料米表示の内訳表示、③「ふるい下米」の定義と基準の必要性、を検討するべきである。また、新たな品質表示基準として、食品に農薬使用状況の表示を義務付けるべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事業者のリコール対応や軽微な事故、不具合対応など、事業者の自主的判断に依拠する分野について、消費者利益の擁護を踏まえた制度的整備を図る。同分野に関する基本法を制定する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事故関連情報の一元的提供体制を整備する。リコール社告を含むリコール対応関連情報を一元的に管理・提供する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「リコール社告の JIS 規格(JIS S 0104)を参考にし、食品を含む製品・商品に関するリコール社告を規格化し、その普及を図る。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。(同旨1件)
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現行の消費生活用製品事故に関する報告対象について重大事故の範囲を見直し、対象を拡大する。事故関連情報の報告義務をメーカー・輸入業者から、販売・流通事業者へと拡大を図る。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品事故に関するメーカー・輸入業者・流通・販売事業者の報告義務制度を導入する。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。(同旨1件)
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事故関連情報の社会的共有化をめざし、消費者・市民団体、高齢者団体、乳幼児関団体をはじめ、医療・高齢者施設・教育関連機関などとの相互コミュニケーションを可能とする連携を構築する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。

該当箇所	意見概要
新規施策	・「民間 ADR 機関と連携し、収集情報についての共有化を図る。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等) を追加すべきである。
新規施策	・「用途ごと、製品ごとに規制の異なる化学物質について一元的に管理する化学物質管理一元化法を制定する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等) を追加すべきである。
新規施策	・「消費者の安全性確保へ向け、安全性評価が終了しておらず、危険性が明確になっていない化学物質について、慎重に扱うことを明記した予防原則法を制定する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等) を追加すべきである。
新規施策	・「科学的評価等を迅速にかつ正確に実施した上で、国民に分かりやすい説明、リスク管理措置に対する積極的なフォローアップを行なうことによって、科学的知見に基づく「情報の収集・整理」「評価」「勧告・広報」の各機能の十全な発揮及び有機的な連携の強化を図る。」(担当省庁等：食品安全委員会) を追加すべきである。
新規施策	・「食品の安全基準の策定などへの消費者の意見反映を確保するために、消費者からの意見の申出制度や異議申立制度を導入する。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省) を追加すべきである。
新規施策	・「食品事故に関する被害救済制度を民間と連携して導入し、速やかな救済を図る。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省) を追加すべきである。
新規施策	・「輸入食品の安全性確保へ向け、消費者の求めに応じて輸入もとの政府に安全策を確認し、その結果を公表する仕組みを構築する。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省) を追加すべきである。
新規施策	・「国際的な動向を踏まえ、ナノテクノロジーを応用した食品への対応を強化し、予防原則を導入した措置をとる。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省) を追加すべきである。
新規施策	・「高齢者の介護職の安全を確認する取組を強化するため、介護施設の介護食の記録の義務化及び介護食品製造事業者の高度な衛生管理を徹底させる。」(担当省庁等：消費者庁・厚生労働省) を追加すべきである。
新規施策	・一般的な消費者利用施設に対しては、消費者庁が主管省庁となって、安全点検や危険箇所の排除等を指導、命令できるような仕組みを消費者安全法に取り入れるべき。
新規施策	・重大事故が起こった際のメーカー名や型式名の公表基準を作成すべきである。
新規施策	・国、都道府県、政令指定都市、その他の市町村の商品テスト部門の役割分担を明確にした上で、国の総合的な商品テスト

該当箇所	意見概要
	機関の統括の下、都道府県若しくは近畿地方などの地方ごとに、一定のレベルを有する商品テスト機関を設置すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の不安をあおるような報道や、根拠がないか又は健康被害のおそれのある食べ物を推奨するような報道を自粛するようマスコミに求めるべき。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品・医療機器の安全について、以下の施策を盛り込むべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・勧告権限を有する第三者監視機関の創設 ・ 国民が厚労省に対し権限発動を促す申立ができる制度の創設 ・ 国民の生命と健康を守ることを最優先の課題として予防原則に立脚した薬事行政を行うことを明確化する薬事法改正 ・ 臨床研究と治験を一貫して管理する法制度の創設 ・ 医薬品に関する情報公開の徹底 ・ 医薬品副作用被害者救済制度の救済対象の拡大と給付の充実 ・ 市販後安全対策強化のための諸制度整備・人材育成
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品の自給率向上を目指すための施策を推進させる。」（担当省庁等：農林水産省）を追加すべきである。（同旨1件）
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「有機農業、減農薬農業の支援策を強化する。」（担当省庁等：農林水産省）を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁内の食品安全分野の担当部署及び機能を明確にするため、組織再編を含めた検討を行うべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全委員会のリスク評価の強化に向けた情報収集及び研究・調査の在り方について検討すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な食中毒の発生時をはじめ、食品の安全に係る緊急事案に対する国の対応をルール化すべきである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
施策番号 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法改正の動向を待つのでなくて、早急に改正に向けて取り組むべき。 【理由】 ① I T 社会や高齢社会等の経済社会の変化に伴い新たな消費者被害が出現しているが、現行の規定では救済できない。 ② 消費者相談に寄せられた消費者被害の実態を分析すると、新手商法や脱法的な事業行為等により、現行の消費者契約法では救済できない消費者被害が多発していること。

該当箇所	意見概要
	<p>③上記を踏まえて、内閣府における「消費者契約法評価検討委員会」等で改正に向けた検討がなされて、規定内容の追加と改正の必要性が提起されていること。</p> <p>④消費者契約法制定の附帯決議にも、五年後の見直しを決議されていること。</p> <p>⑤上記③の検討結果に最新の相談分析等を加えて、早急に改正し、消費者被害の救済と消費者の利益を確保することが急務である。</p> <p>⑥基本計画においては、「民法（債権関係）改正の法制審議会における議論の動向等に留意し検討する。」とあるが、上記のように、救済すべき消費者被害は多いのに放置されている状況であり、経済社会の変化による新たな消費者取引に即応していない。従って、現行法の改正は急務である。</p> <p>⑦消費者契約法は、消費者と事業者間の取引について、その格差を踏まえて、より具体的内容を捉えた判りやすい規定であり、消費者被害の救済のためは当然のこと、消費者取引の適正化を図る市場環境の整備にも寄与している。包括的な規定の民法への導入等の検討結果を待つことなく、消費者契約法の特徴を見極め、改正を早急に行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法の実体規定の改正作業（適合性原則・不招請勧誘・情報提供義務あるいは状況の濫用などに関する消費者取消権の拡充）が法制審議会における民法（債権関係）改正の議論と併行し、あるいは先行して行われるべきである。（同旨1件） ・「法制審議会における議論の動向等に留意し検討する」については「法制審議会における議論と並行して検討する」に変更すべきである。そもそもこの項目は、消費者契約法施行後5年で検討されるべきであった課題であり、早急な検討がなされるべきである。（同旨3件） ・以下の行為を消費者団体訴訟制度の差止対象とすることを検討するとすべきである。 <p>民法 90 条違反行為 96 条 1 項違反行為 借地借家法違反行為 不正競争防止法違反行為</p>

該当箇所	意見概要
	<p>景品表示法4条1項3号により内閣総理大臣が指定した不当な表示、特定商取引法に定められた以下の行為 再勧誘の禁止違反（特商法3条の2等）、書面交付義務違反（特商法4条等）、禁止行為の一部（特商法6条4項等）、指示事項違反（特商法7条等） 不当な約款の推奨行為 （同旨3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法制審議会での議論とも並行して早急に検討する」と改めるべき。また、民法とりわけ債権法改正作業は、本計画においても、消費者の利益の擁護及び増進・消費者の権利の尊重及びその自立の支援の実現を目指すものでなければならず、既存の消費者保護法令の発展を促進させる範囲で進められるべきことを明記すべきである。 ・消費者契約法の規制の在り方については、法制審議会の議論の動向を待つことなく、消費者庁が主体となって消費者利益の擁護の観点から議論をすべきである。（同旨1件） ・消費者契約法の取消となる不当勧誘・無効とする不利益約款等の規定について、民法改正の動向を待たずに22年度中に改正に向け取り組むべきである。 ・実施時期を「平成23年度までに一定の結論を得る」とすべきである。 ・消費者契約法の改正議論にあわせ、特定商取引法・景品表示法における差止請求の対象について、適格消費者団体の活用状況をふまえ、その拡大の必要性を検討する項目を追加していただきたい。 ・『～インターネット取引の普及「や健全な事業者の取引活動への影響等」を踏まえつつ、「その利便性、国際性にも配慮し健全な利用者にとって過度な規制とならないように」、消費者契約の不当勧誘～』と修正してはどうか。
<p>施策番号 31</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品先物取引について消費者保護を図るため商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行うこと、平成21年7月10日施行の商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行うこと、とりわけ同法が採用した不招請勧誘の原則的禁止については、他の金融サービス取引一般に妥当する基本的な法原則として、その適用領域の拡大を検討すべきである。また勧誘電話拒否登録制度の導入に必要な措置を速やかに講ずるべき。 ・商品先物取引法については、掲載の担当省庁に消費者庁・警察庁が連携して、同法の迅速かつ適正な執行が強化されるこ

該当箇所	意見概要
	<p>とを強く望むとともに、既に法規制を逃れた新手の類似商法や法規制を回避するような手口で勧誘する事業者を封じる手立ても、所管庁に任せるのではなく、消費者庁が指示して講じておくべき。(同旨1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引法にも、金融商品取引法にも、対象に関する包括的規定がないために、すでに排出量取引などいずれの対象にもならないデリバティブ取引が存在する。包括規定の取り入れが必要である。(同旨2件)
<p>施策番号 32</p>	<ul style="list-style-type: none"> 盗難カードによる不正利用のケースについて、与信業者に対し本人認証義務を課すことや、決済代行業者について、研究を深め、決済代行業者に対しても行政的な加盟店管理義務ないし適正与信義務を負担させることを検討するべきである。 割賦販売法1条は「割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずること」を第一次的な目的として明記しており、この観点から同法を適切に運用すべきと改めるべきである。適切な運用の前提として、クレジット被害の実態の把握は必須であり、この点も明記すべきである。 マンスリークリアーからリボへの組み替えによる割賦販売法の適用逃れのようなクレジットカード取引についての問題点の調査などを項目に入れるべきである。 リボ払いによる多重債務者の発生被害が拡大しないよう迅速で効果的な方策の検討を行うべきである。(同旨1件) 国際クレジットや決済代行業者、カード会社の直接加盟店、間接加盟店など責任の所在が複雑なケースについて、これらの法整備の現状と課題を整理するべきである。(同旨1件) 「平成20年6月に成立した改正割賦販売法の適切な運用、関係事業者への遵守を徹底すること、及び、直接には法律が適用されないものの深く関連する事業者への適用も検討し、脱法的な取引を排除し、クレジット取引の健全化を図る。」とすべきである。 改正法の対象とならなかった包括クレジット分野の被害、決済代行業者や海外ブランド提携カード等が関係する国際化したクレジット被害に迅速に対応すべきである。(同旨1件)
<p>施策番号 33</p>	<ul style="list-style-type: none"> 抽象的過ぎる。「現に生じている被害実態に即して適時適切に厳正な執行を行う。」と改めるべきである。 電話勧誘業者の勧誘方法について、現行法では、消費者側の「断りの意思」に委ねられているが、いくら断っても「再勧

該当箇所	意見概要
	<p>誘」は続いている。特に、職場では電話に出ざるを得ないため、顧客の職場に勧誘電話を禁止するような法整備をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法で規制される訪問販売事業者等を登録制（若しくは免許制・許可制）にした上で、悪質な事業者についてはこれを取り消していくような制度を導入し、消費者被害の未然防止を図るとともに、優良な事業者の保護・発展を図っていくべき。 ・「一切の訪問販売お断り」という趣旨のステッカー等を明示した家庭への訪問販売の禁止若しくは不招請勧誘の禁止を明確にすべきである。 ・インターネットを介した新たな販売・契約・支払い等に関する事業者（ドロップ SHIPPING やアフィリエイト等の勧誘事業者、決済代行業者や個人輸入代行業者などの代行業者など）に対し、通信販売の規制とは別の範疇で規制を行うべき。 ・特定継続的役務提供に係る取引事業者に対し、経営破たん時に対応するための供託義務を課すべきである。 ・途中退会時の高額な解約料等の苦情が絶えない「冠婚葬祭互助会」や、サービス実施前に退会すると会費の返還を認めないといった「会員制サービス」等についても、特定継続的役務提供に準じた規制を導入すべきである。 ・高い収益性をうたい文句とした金融取引を持ちかける事業者、パチンコ攻略法等の情報若しくはいわゆる「情報商材」を提供する事業者、靈感商法等に関する事業者などに対し、合理的根拠の提示義務を定めるとともに、特定継続的役務提供に係る取引事業者と同様の供託義務を課すべきである。 ・業務停止命令等を受けた事業者からは課徴金を徴し、被害救済の原資とすべきである。 ・改正特商法で適用除外とされた部分について、消費者被害の状況と監督官庁の対応の把握をし、適用についての検討をすべきである。 ・継続的な実施とともに、消費生活に直結する改正面に関しては、消費者に対する啓発活動も含め、消費者被害の拡大防止にもつなげるといった内容も盛り込むことを要望する。 ・改正特商法に関する消費者の啓発を更に推進し、消費者からの情報収集や被害情報等の提供をタイムリーに行うべきである。

該当箇所	意見概要
施策番号 34	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット広告の適正化を図るため調査を強化し、そのための措置を講ずる。(同旨1件) ・違法な電子メール広告を出している事業者の口座停止を金融庁に促すというのは大変積極的な対策といえるが、銀行を利用しない支払(現金書留等)についても何らかの対策が必要。 ・海外の電子メール広告規制が不十分であるため、国際的な対応まで盛り込むべきである。また、違法業者を排除するためには、総務省や金融庁、警察庁、販売業者やプロバイダ、携帯電話会社など通信販売に関わる関係者全体で取り組む手立てを検討すべきである。(同旨2件)
施策番号 35	<ul style="list-style-type: none"> ・「投資家保護上必要な行政対応を実施していく。」ではなく、「悪質な第二金融商品取引業者や投資運用業者等からの資金流失を防止するための制度整備を早急に行う。」に加筆修正すべきである。 ・外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集(とりわけ店頭取引におけるトラブル実態調査)に努め、金融商品取引法の厳正な運用はもとより、同法の改正を含む見直しを行い、投資家保護上必要な行政対応の充実を図るべきである。(同旨2件) ・外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、法改正し、財務の観点、公正な取引を遂行するという観点からも問題が生じない程度に登録要件を厳格にすべきである。 ・本来消費者(リテール)に販売されるべき商品とは考えにくい。よって消費者への勧誘販売は原則行わず、一定の条件をクリアした消費者にのみ販売するなどの規制について検討を行うべきである。
施策番号 36	<ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法の完全施行については、全く触れられていないので、冒頭に「改正貸金業法の完全施行と広報の強化、施行後の運用状況の把握をいしつつ」と加筆修正すべきである。 ・『～などを踏まえ、「一般の利用者にとって過度な規制とならないように」消費者信用全体の観点から検討する』と修正してはどうか。 ・消費者信用分野について、各業態の抱える諸問題を洗い出し、その対策を検討すべきである。 ・さらに踏み込んで統一的な消費者信用法制度の検討をすべきである。
施策番号 37	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅の契約の適正化のための施策として、自然損耗も原状回復に服する特約や敷引特約等といった賃借人に一方

該当箇所	意見概要
	<p>的に不利益となる不当条項に対する規制など、契約内容の適正を確保する法規制を整備すべきである。消費者庁も担当省庁として共管すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判例で不当条項とされた不当な原状回復条項、敷引条項、定額補修分担金条項や訴訟で不当性が争われている更新料条項等を排除することが検討されるべき。(同旨2件) ・ 退去時の原状回復トラブルについて、国交省のガイドラインがあるが、特約条項が優先されるために敷金返還について斡旋に入っても、強く主張ができずに苦慮している。ガイドラインをもっと実効性(拘束力)のあるものにし、賃貸契約書に添付し説明義務を加えるように改訂するべきである。(施策番号106にも関連)(同旨1件) ・ 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」の改定に向けた検討を行うに当たって、民間賃貸住宅の契約が地域差なく適正化されるよう、内容の改定だけでなく規制の強化等実効性のある政策も望む。また、原状回復義務の範囲については、契約時には貸借人と借借人の立場には大きな優劣があるということを踏まえた上での整理が必要であり、単に説明義務を果たせば原状回復義務の範囲を広げられるというような方向への整理にならないことを望む。 ・ 図面添付、写真記録等、時代に合わせた標準仕様書を検討すべきである。 ・ 民間賃貸住宅の一時金(礼金・更新料等)について、賃貸住宅標準契約書の見直しに係る検討をしていただきたい。
<p>施策番号38</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃債務保証等を通じた家賃の悪質な取立て行為について、賃貸住宅の管理業者等に対する法制度を整備し、家賃債務保証業者と借主の保証委託契約の適正を確保する法規制を行うべき。消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 ・ 「弁済情報提供等事業者の登録制度の創設」には断固反対である。(同旨1件) ・ 限度を超えた取立ては規制が必要だが、民間賃貸業者にその尻拭いをさせるという発想は健全とはいえない。賃料を払えない国民を民間の賃貸住宅に住ませ、賃料を払う方法を考慮しないのでは公平とはいえない。
<p>施策番号39</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅リフォームの被害対策について、全てのリフォーム業者を建設業許可の対象とするとともに、大規模修繕等における建築確認・検査手続きの潜脱を監視・規制する法制度を検討すべきである。消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 ・ 住宅関係、リフォーム工事に関連する消費者保護施策に関して、家の設備(システムキッチン・太陽光発電装置など)や地デジ工事なども含まれていれば、経済産業省や総務省の関係する部分もあるのではないかと。(施策番号40、41に関連)(同

該当箇所	意見概要
	<p>旨1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策の実効性を高めるには消費者に分かりやすい優秀なリフォーム事業者と悪質な事業者の選別を分りやすく公表する制度を作るべきである。なお、住宅政策が従来のスクラップ&ビルド一辺倒から大きく展開する中で優良なリフォーム業者の育成が遅れており、監督官庁は早急育成を図るべきである。
<p>施策番号 40</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 執拗な電話勧誘による悪質なマンション販売など、既存住宅流通に係る悪質事案を公表し、また、それらの事業者への処分を強化すべきである。 リフォーム工事が金額に見合っているか、適正に履行されているかを検証する第三者機関の設置も必要である。
<p>施策番号 41</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハウスメーカー倒産による消費者被害防止につき、住宅建築の完成保証会社について登録制等の法規制を行うとともに、代金支払いと施工程度の対価的均衡を確保する制度や手付金を保全する制度等の法整備を行うべき。消費者庁も担当省庁として共管すべきである。(同旨1件) 国土交通省の枠組みを超えるが、事業者倒産による消費者被害の未然防止を図ることは、高額の前払い金を必要とする消費者ビジネス全般に共通する問題であることを踏まえ、適切な制度設計をすべきである。
<p>施策番号 42</p>	<ul style="list-style-type: none"> e-TBT マーク等の付与については、標準旅行業約款又は認可約款を順守している旅行者にのみ付与することとし、その違反があったとの苦情申立があった場合には、e-TBT マーク等の付与機関がこれを審査するのではなく、第三者機関が審査する仕組みを設けるべきである。(同旨1件) 旅行業協会は、事業者に対してはHPにより旅行者とのトラブル事例、苦情を公表しているが、消費者に対してはその公表をしていない。この様な取扱いは、改められるべきであり、消費者に対し、苦情申立がどのように解決されるのかを知ることができるようにすべきである。 旅行業法 26 条の 6 は、旅行業協会の苦情解決を、具体的に被害に遭った消費者からの申立がある場合に限っているが、適格消費者団体から問題点の指摘があった場合にも、旅行業協会は誠実に対処するべき義務を負うとの規定を設けるべきである。(同旨1件)

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行サービスについても、インターネット取引であれば経済産業省・総務省も関わってくるべきである。(同旨1件)
<p>施策番号 43</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体に不当表示の差し止め請求権のみが付与されているが、このままでは実効性に乏しい。適格消費者団体に、事業者に対する質問権や資料提出請求権、あるいは資料提出に応じない場合の不当表示とみなす旨の立証責任転換規定を新たに設けることを含め、景表法の執行体制の拡充を図るべきである。(同旨1件) ・「景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。」とあるが、「景品表示法、健康増進法を厳格に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。」とすべきである。 ・具体的施策として、「景品表示法への課徴金制度導入の検討」を検討すべきである。(同旨1件) ・悪質商法対策の充実・強化を図るために、「景品表示法による不当・悪質な表示の禁止とこれに対する罰則の導入」を含めるべき。
<p>施策番号 44</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とすべきである。実施時期については、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 (修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 ・食品表示に関する法制度を統一するとともに、違反に対する制裁の強化・不当な食品表示広告等の差止制度の創設を行うべき。また、特定保健用食品制度における審査を厳格化するとともに、健康食品の販売や表示広告に関する規制を整備すべきである。(同旨4件) ・「分かりやすい食品表示の実現へ向け、消費者からの意見を十分反映させた酒類を含む一元的な食品表示法を策定する。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。 ・分かりやすい食品表示を是非お願いしたい。最近では直観的に理解できるデザインも研究されているようなので、そのようなものを取り入れていただきたい。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・『～、消費者の関心や「事業者の実務実態・遵守可能性や国際的な整合性」等を踏まえ、順次検討を行う』と修正してはどうか。 ・食品表示の在り方について、有識者や事業者の意見も併せて聴取し、適切な方法、内容を検討すべきである。 ・食品製造事業者、学識経験者等幅広い関係者の意見を十分に聴取するという、透明性・公平性の高い検討プロセスをとってほしい。また、国際規格（Codex）との整合性のとれた検討をお願いする。 ・「消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方について、消費者の関心等を踏まえ、順次検討を行う。」とあるが、「消費者の関心の重点であるにもかかわらず、現行の縦割り法律では分かりにくく、一元化の方向について検討する。」とすべきである。（同旨1件） ・「食品表示に関する法制度の見直し」について、担当省庁に農林水産省と厚生労働省を追加し、実施時期を「平成22年度までに一定の結論を得る」とすべきである。 ・受精卵クローン由来の食品が商業化されて市場に流通されているところ、当該商品を「食べたくない」と考える消費者がきちんと選択し、購入できる制度とそうした社会の実現を確保する食品表示制度の抜本改正を望む。
<p>施策番号 45</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とすべきである。実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 （修正案） 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 ・過度な規制、取り締まりのための規制とならないよう、食品製造事業者の自主的・主体的な取組みを推奨する方向で行うことが適切であり、一律に義務付けることは慎重にご検討いただきたい。 ・一部の加工食品（20食品群）の主原料（50%以上）に限った原料・原産地表示を見直し、冷凍食品をはじめとするより多くの加工食品について、トレーサビリティと原料原産地表示の確立と義務表示品目の拡大を望む。（同旨3件）

該当箇所	意見概要
施策番号 46	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とすべきである。実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 (修正案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 ・原材料原産地を偽装する事業者が跡を絶たないことから、農林物資の規格化及び品質表示に関する法律（JAS法）に基づく原材料原産地表示の義務を拡大すべきである。 ・「消費者の「食」への信頼確保を図っていくため、食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、アドバイザーの育成等を行う。」とあるが、「加工食品・外食のガイドライン、店頭量り売りなどの自主的な原料原産地」とすべきである。 ・「アドバイザーの育成」は当然のことであるが、「原料原産地表示」の「拡大、普及させる」と表現すべきである。 ・各省庁の所管業界団体に向けての施策であるため、「消費者基本計画」に盛り込むべき施策ではなく、削除すべきである。
施策番号 47	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とし、実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 (修正案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 ・食品表示の信頼性を確保するための調査・分析・監視については、消費者も一緒に参加して行っていくようなくみ作りをお願いする。 ・「農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行う。」とあるが、「監視を行

該当箇所	意見概要
	うとともに消費者からの通報制度を設けその運用方法について検討する。」とすべきである。
施策番号 48	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示だけでなく食の安全・安心も含め、食に関する総合的な情報を共有するとともに、消費生活センター相談員が食の安全・安心や食品表示について相談を受けた場合に必要な最低限の知識をマニュアル等により日常的に提供する仕組みを導入すべきである。 ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とし、実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 <p>(修正案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活センター、県警本部、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、食品表示に関する関係法令の効果的な執行を図る。」とあるが、「法令の厳格な施行」とすべきである。 ・食品表示は、農林水産省所管のJAS法のみならず、厚生労働省が所管する食品衛生法も大きく関わっていることから、「具体的施策」に「保健所」、「担当省庁等」に「厚生労働省」を加えたほうが良い。
施策番号 49	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こして取りまとめる必要がある。 ・例えば、ポリウレタンを使用した製品は経年劣化し、数年後には使用できなくなる。安全性の観点以外からも、このような特性を有する製品又は原材料をリストアップし、その情報を消費者に周知するとともに、家庭用品品質表示法の対象とすべきである。
施策番号 50	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こして取りまとめる必要がある。 ・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。

該当箇所	意見概要
施策番号 51	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・消費者庁・国土交通省も担当省庁として共管すべきである。
施策番号 52	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・「GHSは、労働安全衛生だけでなく、全ての分野の化学物質及び混合物を対象とすることとする。」と付加する。また、担当省庁等に消費者庁を付加する。 ・「最終製品への」利用促進及び普及啓発を図ることとすべきである。 ・「家庭で使用されている化学製品の成分について、所轄省庁が異なると、同一成分でも表示名が異なるという実情は、消費者の混乱を招き、安全を求める権利、選ぶ権利を阻害しているので、表示名の統一を図り、その結果を分かりやすく周知させていく。」を加える。担当省庁は厚生労働省、経済産業省、環境省、消費者庁とする。
施策番号 53	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会では「広告表示」の他、苦情・相談や事故対応などの諸課題について検討しているため、「広告表示」に限定する記載ではなく、諸課題を網羅した表記に修正する必要がある。 ・高齢者でも理解できるような「分かりやすい説明用ガイドライン」を策定し、事業者及び消費者に周知すべきである。 ・「不適切な広告表示への具体的対策を施す」旨も記載すべきである。 ・ADSLを利用したIP電話にはタイムラグがあり、状況によってはコール中に電話を切ったとしても課金される現象を確認した。このような事実を消費者に周知するとともに、必要に応じ事業者告知義務を課すべきである。
施策番号 54	<ul style="list-style-type: none"> ・番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。 <p>(修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とし、実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得</p>

該当箇所	意見概要
	<p>る」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当省庁を「消費者庁・警察庁・経済産業省・金融庁等」に拡大すべきである。 ・「取締りを推進」とあるが、偽装表示させない企業体質づくりでの啓発と不定期的な検査（抜き打ち）や調査の実施を行い、関係機関との連携を図ることも検討願う。 ・生産者や製造業者に起因する事態も考えられるため、そのような事例にも配慮できる体制作りをお願いしたい。
施策番号 55	<ul style="list-style-type: none"> ・「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべきである。
施策番号 56	<ul style="list-style-type: none"> ・「検挙事例の分析や捜査手法の研究等を取りまとめ、研究事例等を捜査機関全体で共有し、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を全国的に確実に推進する。」と加筆修正すべきである。
施策番号 57	<ul style="list-style-type: none"> ・施策番号63と一括にすべきである。
施策番号 58	<ul style="list-style-type: none"> ・製品事故等において、原因究明は施策番号2の原因究明機関によることとし、捜査機関は責任追及に限定すべきである。（同旨1件） ・複合的な要因によって発生する事故においては、刑事責任の追及だけでは再発防止にならず、むしろ真の事故原因を見落とす可能性もあるため、安易に「刑事責任追及による再発防止」と記載することは反対。
施策番号 59	<ul style="list-style-type: none"> ・食品防御に関する省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。また、項目については、「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」から、「消費者の安全・安心の確保」に移す必要がある。担当省庁等は内閣官房、消費者庁、農林水産省、厚生労働省、警察庁とすべきである。 （修文案）食品への有毒・有害物質の混入事案に関し、食品防御という観点から問題発生の未然防止のための調査研究や輸出国等における衛生対策に関する情報収集、事業者の自主的な衛生管理の推進など、関係省庁の連携の元、所用の措置を講ずる。 ・「流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努める。」とあるが、「迅速に捜査を推進、原因究明機関を設置し」とすべきである。（同旨1件） ・特定の省および庁に限定した取組みと捉えるべきでなく関係省庁にまたがる総合的な取組みとしていただきたい。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品への有毒・有害物質の混入事案に関して、食品防御という観点から問題発生 of 未然防止のための調査研究や輸出国等における衛生対策等に関する情報収集、事業者の自主的な衛生管理の推進など、関係省庁間の連携の下、所要の措置を講ずるよう望む。 ・ギョウザ事件のときとどのように変わったのかが分かるようにすべきである。
<p>施策番号 60</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべきである。 ・「ヤミ金」も明示的に列挙すべきである。ヤミ金は犯罪であり、端的に取り締まりの対象であるので、「融資保証詐欺」「架空請求詐欺」と同様に明記すべきである。（同旨3件） ・詐欺手口の公開や取締りの強化を求めるとともに、金融庁、経済産業省、文部科学省も加え、消費者への啓発、金銭教育などの実施をすべきである。
<p>施策番号 61</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・架空請求に使われている携帯電話のアドレスを、各地の消費者センターから通報してもらうことにより、携帯電話の契約を解除し、今後の犯罪の未然防止をすべきである。 「取締りの推進」に関連する施策 55、60、61、62 等は項目を整理すべきである。 ・ヤミ金は犯罪であり、端的に取り締まりの対象である。そしてヤミ金においては、携帯電話の不正利用や預金口座の不正流通が当然のようになされている。そこで、「融資保証詐欺」「架空請求詐欺」と同様に「ヤミ金」も明記すべきである。（同旨3件）
<p>施策番号 62</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべきである。
<p>施策番号 63</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「関係行政機関との緊密な連携を図ることは最も重要であり、生活経済事犯に係る情報共有、被害拡大防止対策等をより強化し緊密に行う。」と加筆修正すべきである。施策番号57と一括にすべきである。 ・訪問販売で代金だけ持って行って電話が繋がらない、出会い系サイトやインターネットでのサイバー犯罪など、末端の警察署で犯罪被害と認識し、捜査がされるように関係行政機関との緻密な連携を早急に図るべきである。（施策番号84にも関連）
<p>施策番号 64</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当省庁に消費者庁も加えるべき。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等の情報弱者が理解できるような注意喚起の方法を検討すべきである。また、消費者庁が関係省庁と一緒に、取締りの強化、法遵守の検証、消費者への啓発・教育等を実施すべきである。（施策番号65, 66にも関連）
<p>施策番号 65</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「未公開株等高い収益性をうたい文句とした金融取引を持ちかける無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対するウェブサイトへの掲載のほか、報道機関の活用、銀行等金融機関への協力依頼、WEBポータルサイト等への広告など、さまざまな情報チャネルを通じた国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させる。無登録業者の実態把握に努め、悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図る。」と加筆修正すべきである。また、担当省庁に消費者庁も加えるべき。 ・未公開株被害事件は全国に蔓延しており早急に対策が採られるべきである。未公開株被害事件については振り込め詐欺・ヤミ金融同様に警察による銀行口座の凍結が迅速かつ柔軟に行われるようにすべきである。 ・高い収益性をうたい文句とした金融取引を持ちかけるようなマルチ販売、訪問販売、電話勧誘販売等の事業者については、特定商取引法においても、登録制等の導入、合理的な根拠の提示義務、供託義務等により、厳しく規制すべきである。 ・未公開株詐欺被害の徹底根絶のため、被害の未然防止、拡大防止策について、無登録営業行為の民事効否定、行政情報の開示、刑事罰の重罰化その他所用の立法的手当をなすべきである。また、早急に都道府県警察に「未公開株被害対策本部」を設置すべきである。（同旨 3 件） ・未公開株などの違法な勧誘については、劇場型などを含め、発行体の自己募集を装う手口が蔓延している。国民に対して積極的な啓発等の注意喚起とともに、金商法の対象外の悪質商法を防止するためには、不招請勧誘の禁止など抜本的手段を講じる必要があるのではないか。（同旨 1 件）
<p>施策番号 66</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当省庁に消費者庁も加えるべき。
<p>施策番号 67</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当省庁に消費者庁も加えるべき。
<p>施策番号 68</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・現行の記載ではなく「現行の J A S 規格について再検討し、社会的ニーズを反映した新たな食品規格の在り方を検討する。」

該当箇所	意見概要
	とすべきである。
施策番号 69	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・スーパーのちらしでは「パック」と表記されているが、「パック」は体積がまちまちであることから、商品表示における内容量について、経済産業省が他省庁と連携して、統一的な表示方法について検討すべきではないか。
施策番号 70	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号 49～52、及び項目番号 68～70 は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・圧縮して袋詰めしている堆肥のような商品の容量表示の在り方についても検討すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な消費者法典の整備の検討を盛り込むべき。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策として、「事業者の取締りに関して、都道府県が行った行政処分の効果が自らの県内にしか及ばないこと、行政処分を受けた事業者が別法人を設立して同様の行為を繰り返すことを止められないこと、都道府県の消費生活条例に直罰規定を盛り込むことが困難であることについての法制上の検討」を追加すべきである。（同旨2件）
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策として、「改正特定商取引法で適用除外とされた部分について、消費者被害の状況と監督官庁の対応の把握、及び適用の検討(例：電気通信事業法をはじめとする情報通信関連法など)」を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型商品の普及にまつわる消費者被害が増加していることから、具体的施策として、「環境に配慮した商品の普及に当たっては、消費者トラブルにならないように監督すること」を検討すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策として、「資金決済法施行による新たな送金サービスの普及・発展に伴う利用者トラブル防止など、利用者視点からの取り組みを検討し、実施する。」を検討すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策として、「少額決済サービスや企業ポイントサービスに関し、利用者利益の保護に関する取り組みを強化する。」を検討すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブ、ならびにそれを組み込んだ仕組債、仕組投資、仕組預金は、本来消費者に販売されるべき商品とは考えにくく、諸外国ですで行われているように、消費者への勧誘販売は原則行わないこと、および、一定の条件をクリアした消

該当箇所	意見概要
	<p>費者にのみ販売可能とするなどの規制について検討を行うべきである。(同旨3件)</p>
新規施策	<p>・金融商品取引法の見直しを前倒して、金融取引全体を包括的に規制する金融サービス法を早期に制定すべきである。特に、排出量取引は法のすき間になっている。投資取引やデリバティブ取引について包括規定を置いて、すき間が生じない手当てを早急に行うべきである。(同旨1件)</p>
新規施策	<p>・以下2点の法改正が必要。</p> <p>①債権売却価格を債務者に開示することを金融機関、あるいは債権を買い取った債権者や金融サービスに義務付けること。そして、その売却価格に応じた「債権回収の上限」を定め、「それ以上の債権回収を禁止」すること。</p> <p>②「連帯保証人」に対する回収を禁止すること。</p>
新規施策	<p>・金融サービス取引における適合性原則違反による契約について、効力を否定する等の条項を新設すべきである。</p>
新規施策	<p>・投資者保護基金の対象に損害賠償債権等を含めるべきである。</p>
新規施策	<p>・良質な中古自動車の流通は環境問題にも貢献することから、中古自動車販売の市場について、悪質な販売が行われないような措置を講ずるべきである。</p>
新規施策	<p>・保険に関して、以下の項目を盛り込むべきである。</p> <p>① 保険約款の適正を図ること</p> <p>② 保険約款の解釈基準を定める法的規定の明文化</p> <p>③ 適合性の原則・説明義務等、募集規律の整備。</p> <p>④ 保険金の支払いに際しての保険者の誠実かつ迅速な調査義務の法定。</p> <p>⑤ 解約返戻金について、保険業法における適切な規律</p>
新規施策	<p>・「高齢者を狙った未公開株や社債、貴金属等に関する詐欺的商法が増加していることを踏まえ、警察による取り締まりを強化とともに、悪質事業の抑制を図るため、罰則強化や課徴金制度など、新たな規制措置を導入する。あわせて被害救済制度を構築する。」(担当省庁等：消費者庁・金融庁・警察庁)を追加すべきである。</p>
新規施策	<p>・「被害にあった高齢者が相談の一步を踏み出せるよう消費者ホットラインのシステムを充実・強化し、出前講座を促進する。」</p>

該当箇所	意見概要
	(担当省庁等：消費者庁・国民生活センター)を追加すべきである。
新規施策	・「テレビ通販を活用する高齢者が多いことを考慮し、返品ルールの充実化を図る。被害にあった場合の救済制度を構築する。」(担当省庁等：消費者庁・経済産業省)を追加すべきである。
新規施策	・「食品や日用品など、子ども用商品を対象にした非倫理的販売方法について調査を実施し、国際的措置も参考に規制措置を講ずる。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。
新規施策	・「米トレーサビリティ法施行に続き、加工食品を含む食品のトレーサビリティ制度の拡大を図る。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。
新規施策	・「いわゆる健康食品の有効性について分析・調査し、エビデンスのないいわゆる健康食品については過剰摂取による健康被害の可能性を重視し、規制措置を講じる。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。
新規施策	・「遺伝子組換え食品の表示の見直しを図り、混入率を正確に反映した分かりやすい表示へと改正する。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。
新規施策	・バイオテクノロジー、放射線照射等新技术と食品の安全性に関する基本的な考え方を策定し、予防原則の在り方の導入、消費者への情報の在り方を検討する。
新規施策	・スポーツ紙や週刊誌に氾濫する出会い系サイト、パチンコ攻略法、様々な融資や金融取引等々の広告に対する規制を強化すべきである。
新規施策	・消費者庁は、NHKの受信料の徴収について、消費者目線から再検討し、放送法の改正等を求めていくべき。
新規施策	・「健康」をうたい文句とした様々な商品・サービス(健康食品、ダイエット食品、サプリメント、健康器具、気功による治療など)について、セールストーク、広告、ネット上の表示等を含め、これらに対する包括的な規制を行うべきである。
新規施策	・無登録業者による契約を無効とする条項を新設すべきである。
新規施策	・保険約款の認可に際して、保険契約者等の保護として十分な約款審査をすべきであり、消費者の利益を一方的に害する約款規定の修正ないし未然防止を図るべきである。
新規施策	・表示や契約書類の用字が常用平易であることを求める必要はないのか。即座の適応が無理でも、段階的な対応を敷く必要

該当箇所	意見概要
	はないのか。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅の設備、機器等を含むリフォームの履歴を記録する「家屋履歴（いえかるて）」の普及を促進し、この記録を既存住宅の流通に活かすことを含め、住宅の長寿命化に取り組む体制を整備する。」（担当省庁等：国土交通省）を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入人の信用情報のデータベース化への規制の検討をしていただきたい。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信分野について、消費者がトラブルに遭わないようにするための事業者への規制強化と消費者の救済に関する施策を盛り込んでいただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 	
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策番号 71～94 の施策については、国として目指すべき消費者像を明確にし、あらゆるライフステージにおける総合的な教育が計画的に実施できるよう国全体で検討すべきである。また、実施時期も具体的に記載すべきである。
施策番号 71	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「関係省庁消費者教育会議等を継続的かつ定期的に開催し、過去の研究・実践成果を関係省庁が共有化すること、そして各省庁の施策状況の把握・検証を実施すること。更に現場での実践につながるよう国としての事例紹介や制度整備を進め、地方公共団体・教育委員会が積極的に展開するよう、働きかけを促進する。」とより具体的に記述してほしい。 ・ 「なお、各省庁間の会議の内容については、議事録を速やかに公表する。」と、情報の公開について付言すべきである。また、同項における消費者庁と文部科学省の連携体制や地方公共団体における教育委員会と消費生活センターの連携体制については「具体策を講じ、直ちに公表する。」とすべきである。 ・ 消費者教育・啓発において、消費者の自立支援よりも大事なこととして、消費者の権利を擁護するという視点が不可欠。また、学校などでの講演会、体験学習会、町内会単位など小さな単位での説明会など、地元に着した活動を行って進めるべきである。 ・ 項目を「消費者教育関係省庁間の連携を図るための会議を継続的に開催して消費者教育の普及に努め、特に消費者庁・文部科学省間の密な連携体制を構築する」「地方公共団体において、教育委員会と消費生活センターとの連携を促進し、学校現場での実践を図る」に分けるべきである。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体において教育委員会と消費生活センターとの連携を促進するとあるが、具体的な対策を示してほしい。
施策番号 72	<ul style="list-style-type: none"> ・担当省庁等に「金融庁」「文部科学省」を追加すべきである。 ・「より多様な視点から物事をとらえ、自主的かつ合理的な行動をとることに主眼を置」くという意味について、消費者教育の目的が、消費者被害の予防だけでなく、批判的精神を持ち、主張し、行動し、社会参加する「消費者市民」育成にあることが再確認されるべきである。 ・啓発の内容に「消費者の権利の尊重」や市民教育の観点を含めるべきである。
施策番号 73	意見なし
施策番号 74	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に一定の研究や先進事例の収集も行われており、これからは実践に移っていく段階であると考え。これまでに実行されたことを整理し、新たに学校などの現場で消費者教育を実践することを書くべき。調査等は過去の研究や実践事例収集の成果を共有した上で、必要であれば実施すべきである。74番（消費者庁）と78番（文部科学省）はどちらも先進的な消費者教育の調査研究を行うこととなっている等、重なっているものも見られる。各省庁の計画を消費者庁が取りまとめ効果的な方法で実施すべきである。 ・単なる知識の定着度を測定するのではなく、「消費者市民」の考え方がどのくらい浸透しているかについて実施されるべきである。 ・施策番号74、78、80について、「消費者教育に関する調査研究に当たっては、関係省庁間で過去の成果を共有した上で、必要であれば後の実践につながる効果的な方法で実施する」と一括にするべきである。また、実施時期について、「調査手法については、平成22年度までに一定の結論を得る」とするべきである。 ・施策番号74、78、80を統合したうえで、「消費者教育の目標設定の在り方、効果測定・検証の在り方などの検討と効果測定の実施」という項目を追加するべきである。また、実施時期について、「測定の在り方については、平成22年度までに一定の結論を得る」とするべきである。 ・教育効果の手法の検討と並行して、消費者教育の実践も進めていただくことを望む。なお、実践に役立たせるという視点では、寸劇やワークショップなど体験型の学習が効果的かと思われるので、学校教育や社会教育の中にプログラムとして組

該当箇所	意見概要
	<p>み込んでいただく検討もお願いします。（同旨1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間のありきたりの教育や研修では「消費者教育は先ず出来ない」との前提で、教育と研修の成果の上がるプロセスを関係者自ら体得することが必要。
<p>施策番号 75</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の場で具体的に連携して進める場を作り、活動を作ることが重要である。従って担当省庁の追加（文部科学省、総務省）と実施時期の具体化（平成22年度中に一定の結論を得る。平成23年度中に地方での連携の場を作る。平成24年度から連携の場が本格的に行動を開始する）が必要である。（同旨1件） ・個別企業の参画については慎重な対応がなされるべき。 ・消費者教育を充実させるため、主体に事業者団体を追加すべきである。 ・既存の文章に「消費者教育連携推進事業等の各種事業を実施し、その結果を踏まえ消費者教育の全国的展開を図る」を追加すべきである。また、担当省庁に、「経済産業省」と「文部科学省」を追加すべきである。 ・事業者が取り組む好事例を行政が集約、評価、分析し、行政・事業者相互が活用できる教育プログラムを構築すべきである。
<p>施策番号 76</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての省庁が関わってくる事項であり、担当省庁に「消費者庁」をはじめ各省庁を明記すべきである。（同旨1件） ・「更に学習指導要領における消費者教育の内容および充実を実現する。」という文言を付すべきである。 ・学校教育の中で、小・中・高等学校の一貫した教育と位置付けてカリキュラムの中に消費者教育の時間を確保すべきである。
<p>施策番号 77</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「教員に対して、国際的な「消費者の8つの権利」など、幅広い意味での消費者教育に関する講座を実施する。そして特に義務教育現場の教員の消費者教育に関する指導力の向上を図る。」と加筆修正すべきである。また、当該施策はすべての省庁が関わってくる事項であり、担当省庁に「消費者庁」「国民生活センター」を加え、文部科学省と連携して進めるべきである。（同旨1件） ・地方の消費者行政担当部局の職員を講師とした教員への消費者教育を系統的・継続的に実施するよう、地方の教育委員会に働きかけるべき。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「また、消費者教育を教員免許取得の必修科目とする。」という文言を付すべきである。 ・消費者教育を学校で行うには、親子で一緒に学べる「オープンシステム」が望ましい。過度に学校教育に期待せずとも、誰もが教育者になれるのが「消費者教育」なのでその配慮に期待する。
<p>施策番号 78</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に一定の研究や先進事例の収集も行われており、これからは実践に移っていく段階であると考え。これまでに実行されたことを整理し、新たに学校などの現場で消費者教育を実践することを書くべき。調査等は過去の研究や実践事例収集の成果を共有した上で、必要であれば実施すべきである。 <p>74 番（消費者庁）と 78 番（文部科学省）はどちらも先進的な消費者教育の調査研究を行うこととなっている等、重なっているものも見られる。各省庁の計画を消費者庁が取りまとめ効果的な方法で実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場での消費者教育や、事故情報のお知らせの方法などへ生かすことにも言及すべきである。また、消費者庁も担当に加えるべき。 ・平成 22 年度中という目標を持って進めてほしい。
<p>施策番号 79</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果を実践するところまで書くべき ・大学生に限らず、子どもの成長に合わせ、特に人生の変わり目節目で重点的に消費者教育を実施することは必要な施策であることから、具体的施策として、「小学 6 年、中学 2～3 年、高校 2～3 年の児童・生徒を対象とした、実践的な消費者教育の実施」を追加すべきである。
<p>施策番号 80</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画を示すべきである。
<p>施策番号 81</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前段の理念は具体的施策にそぐわないため削除し、実施することを明確にすべきである。 ・「特に『契約』について、その意味や仕組み、成立の要件や効果などの基本的事項を十分修得させたうえで、消費者の日常生活は多くの契約を結ぶことによって成り立っていることを理解させること」を付け加えるべき。 ・法教育については大変重要だと思うので、教育機関との連携というより文部科学省における教育課程の中に取り込む等、大きくすすめるべき。 ・法教材も必要だが、今必要なのは金融消費者が主体的に活用できる「法」そのもの。つまり、現実の問題を解決する「法」

該当箇所	意見概要
	をどう制定するかを、大学の法学部で実際に演習すること。
施策番号 82	<ul style="list-style-type: none"> ・連携する目的を明確に記述すべきである。（同旨1件）
施策番号 83	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきである。素案の表現では、何をもって情報提供・注意喚起が推進されたか判断できず、検証・評価・監視ができない。 ・「ヤミ金」も明示的に列挙すべきである。ヤミ金は犯罪であり、端的に取り締まりの対象であるので、「融資保証詐欺」「架空請求詐欺」と同様に明記すべきである。（同旨3件） ・施策番号83～85について、手段と対象を明記して記述すべきである。例えば、「ホームページ・教材配布・セミナー等を通じて、学校・地域・家庭への効果的な情報提供や注意喚起、啓発を行う」等。
施策番号 84	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきである。素案の表現では、何をもって広報啓発が推進されたか判断できず、検証・評価・監視をすることができない。 ・消費者基本計画の策定に当たっては、金融被害の知識、情報の普及に努めるべきものであって、投資情報を提供して国民を投資取引に誘導するような施策が用いられるべきではない。
施策番号 85	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきである。素案の表現では、何をもって情報提供が適正に行われたのか判断できず、検証・評価・監視をすることができない。 ・消費者基本計画の策定に当たっては、金融被害の知識、情報の普及に努めるべきものであって、投資情報を提供して国民を投資取引に誘導するような施策が用いられるべきではない。
施策番号 86	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきである。素案の表現では、何をもって広報啓発が推進されたか判断できず、検証・評価・監視をすることができない。 ・地域社会や高齢者も対象に含めるべき。
施策番号 87	<ul style="list-style-type: none"> ・既に取り組みされている施策であり、これまでの作成・配布実績と資材の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化すべきである。 ・事業者向けの景品表示法に関するコンプライアンス・システム構築にかかるガイドライン（各業界毎）を策定して公表し、

該当箇所	意見概要
	その普及に努めることも含めるべきである。
施策番号 88	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センターに限らず、消費者庁としても悪質商法や製品事故の情報を迅速に消費者の目に触れやすい方法（メルマガやパンフレットなど）で流すべきである。消費者啓発、消費者教育、特に全国展開の出前講座などをきめ細かく行うためには、消費者庁、地方公共団体（消費生活センター）などとの連携が必要であり、その旨を盛り込んだ施策とする必要がある。 ・ メールマガジンやリーフレットだけでなく、毎号、国民に身近な商品テスト結果をわかりやすく掲載している「月刊国民生活」を発行することを実施していただきたい。 ・ 悪質商法や製品事故に関する情報発信は国民生活センターではなく消費者庁が行うべきである。また、出前講座は地域の実情に合った啓発を行うべく地域の消費者団体等が実施すべきである。
施策番号 89	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換「会」を開催することとすべきである。
施策番号 90	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「トピック的な消費者被害の知識だけでなく、家計管理・生活設計・金融経済教育（被害に関するのみならず、投資やお金の借り方なども含めた教育）など消費者の生活に密着した金融・経済・家計に関する知識とスキルの普及・啓発強化のため、地域住民等に対して、講演を実施するとともに、学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。」と加筆修正すべきである。 ・ 消費者基本計画の策定に当たっては、金融被害の知識、情報の普及に努めるべきものであって、投資情報を提供して国民を投資取引に誘導するような施策が用いられるべきではない。 ・ 高齢者向けの情報提供、必要な人に必要な情報が届くよう国によるきめ細やかな情報提供の検討が必要である。また、金銭教育については、文部科学省、消費生活センター、消費者団体、地域の生涯学習機関等と連携し、消費者庁があるべき方を速やかに検討すべきである。 ・ 金融知識とは欲望をコントロールするルールであり、技術でもあるので、所謂教育の範疇では金融被害をなくすことはできない。法律勉強の資料作成も重要だが、実際の日常生活に役に立つ法律は少ない。
施策番号 91	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に具体的に書かれているが、他の施策とのバランスが取れないため、書き方を工夫すべきである。また、厚生労働省

該当箇所	意見概要
	<p>が関わっている他分野（食、添加物、化粧品等）についての施策も盛り込むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁の所管業界団体に向けての施策であるため、「消費者基本計画」に盛り込むべき施策ではなく、削除すべきである。 ・厚労省のエステティックに関しての施策に関しては良いが、経産省の「エステティックサロン認証」に関する施策に関してはどこにも触れられていないが、消費者庁は把握しているのか。もし把握しているのなら、載っていないのはなぜか。 ・一定のレベル以上であることを示す資格を設け、有資格者のみがエステ行為ができるという制度が必要と考える。
<p>施策番号 92</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。また、項目については「食育の推進」として、別途取りまとめる必要がある。担当省庁等は、内閣府（共生社会政策担当）、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、文部科学省等とすべきである。 <p>（修正案） 食品の安全性や危害についての科学的知見に基づいた情報や、「食生活と健康」について、消費者への分かりやすい情報提供の取り組みを推進するなど、関係省庁と連携して食育の推進をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品安全や「食生活と健康」について、消費者の方への分かりやすい情報提供の取組を推進する。」とあるが、「情報の取組を推進すると共に、実践するNPO等を支援する。」とすべきである。また、厚生労働省も深く関わりがあると思われる。なぜ農林水産省のみの担当なのか。 ・「～消費者の方、及び教育関係者や小中高生に正確で分かりやすい～」に修正すべきである。また、担当省庁に「文部科学省」を追加すべきである。 ・施策番号28の内容と重なるため削除すべきである。
<p>施策番号 93</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画を示すべきである ・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。
<p>施策番号 94</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に取り組みされている施策であり、これまでの作成・配布実績と資材の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化すべきである。 ・金銭教育については、文部科学省、消費生活センター、消費者団体、地域の生涯学習機関等と連携し、消費者庁があるべき方策を速やかに検討すべきである。

該当箇所	意見概要
新規施策	<p>・出産や子育ての過程で商品やサービスをめぐる様々な情報に振り回されることは容易に想像できる。従って出産前の父母を対象とした消費者教育は必要。また保護者になって始めて気が付く問題もあるので、保護者と子どもと一緒に消費者教育を受ける機会を設けることは必要であることから、新規施策として、「母親学級、父親学級などでの消費者教育の実施。保護者と子どもと一緒に受講する消費者教育の実施。」を追加すべきである。</p>
新規施策	<p>・事業者として消費者の視点を学ぶことは重要であることとあわせて、自らも異なる場面では消費者であることを自覚できるよう、職場での教育の中に消費者教育を位置付けるよう、働きかけを強めることは重要である。あわせて特に定年前の職員を対象に消費者教育を実施することは、消費者被害の未然防止の視点から、重要な施策であることから、新規施策として、「教育訓練給付金制度を参考にしながら、事業者や事業者団体、業界団体による、従業員に対する消費者教育実施制度を整備し、促進を図る。とりわけ新入職員研修、定年退職前の従業員には消費者教育を実施するよう推進する。」と追加すべきである。</p>
新規施策	<p>・労働組合に対して直接的に指導を行うという関係にはないが、働きかけを行うことは必要であることから、新規施策として、「労働組合による、労組員に対する消費者教育の実施を働きかける」を追加すべきである。</p>
新規施策	<p>・法令遵守に関しては、食品事業者に対する農水省の施策（155）のみ取り上げられており、バランスに欠けている。横断的な取り組みとして、各省庁が監督する各事業者に対して実施することが必要であることから、新規施策として、「事業者や事業者団体、業界団体による、従業員に対する法令遵守教育の徹底を促進する」を追加すべきである。</p>
新規施策	<p>・様々な情報があふれる中で、消費者が情報を読み解く力を身につけることは、消費者被害を未然に防ぐために、重要な事項である。消費者教育の中に明確に位置付けることが必要であることから、新規施策として、「メディアリテラシーを養成するための方策の検討」を追加すべきである。（同旨2件）</p>
新規施策	<p>・子どもを巡る消費者被害や製品・サービスに由来する事故は、学校で発生する場合がある。また、一日の内で子ども達が長い時間を過ごすのも学校である。学校には子ども達からの情報も集まりやすいといえる。更に子どもを通じて保護者に伝えるのも報道に比べて容易にできることだと思う。情報のサイクルをつくるに当たっては、学校の持つ機能を見捨てるわけには行かない。従って学校などの教育機関の果たすべき役割を、消費者基本計画の中で明確に位置付けるべきであることから、新規施策として、「教育委員会と、公立私立を問わず、学校組織等（私学の連盟や大学生協なども含めて）に事故情報を提供し、</p>

該当箇所	意見概要
	学校を通じて保護者、子どもに周知を図る。また、学校組織などに対しても子どもたちからの情報を集約して提供することを求める（担任、養護教諭、栄養士の役割発揮）」を追加すべきである。
新規施策	・消費者教育は子どもたちの生きる力を育むために必要な事項。学校での消費者教育を充実させるために、教員資格取得の必修項目に加えるべきであることから、新規施策として、「教員養成段階や教員免許状更新時における消費者教育の履修化の検討、教員採用試験問題に消費者問題を組み込むことの検討」を追加すべきである。（同旨1件）
新規施策	・消費者教育の推進が国全体として取り組むべき重要な施策であることを担保するための法律の制定が必要であることから、新規施策として、「消費者教育推進法の制定検討」を追加すべきである。（同旨4件）
新規施策	・既にいくつかの消費者団体が学校での消費者教育を実施している。しかし学校毎また学校長の異動等により、対応が異なり継続して取り組めないという指摘がある。消費者団体などの専門的な外部人材が関与できる制度を設けることは、消費者教育の効果をあげるためにも必要な施策であることから、新規施策として、「学校教育における外部講師の活用」を追加すべきである。（同旨1件）
新規施策	・消費者教育に関して、今後5年間で重点課題や優先的に取り組むことを示すために、新規施策として、「消費者教育の重点課題の設定」を追加すべきである。
新規施策	・各省庁が担うべき消費者教育のテーマや課題は存在する。消費者教育の大枠の検討についてだけでなく、例えば厚生労働省における食品安全や食生活、経済産業省における製品安全、総務省における地デジ、食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションについての教育などは、施策からもれている。これらについて、具体的に施策化できる項目を掲げること、あわせて今後を見据えた上での各省庁による消費者教育の推進も施策として加えるべきであることから、「消費者教育において各省庁が関わる分野の追記」をすべきである。
新規施策	・継続的に実施すべきことではあるが、平成22年度は、誰が何をどんな手段でどのようにどれくらい提供するのかを具体的に書くべき（参考として、90番では、「パンフレット等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する」という具体的表現になっている）。新規施策として、消費者教育の教材の配布や情報提供について追記すべきである。
新規施策	・消費者庁主導の下、文部科学省が主体となり、暮らしに関するあらゆる分野を含む新教科を創設・受験科目化すべきであ

該当箇所	意見概要
	る。社会教育においては、消費者庁が各省庁を取りまとめ、一元化したカリキュラムを提示するとともに、地方に情報や教材を提供し、地域と連携した生涯教育を進めるべき。
新規施策	・啓発活動や教育の充実を図るための教材やパンフレットの作成が担当省庁から謳われているが、内容の重複や抜けがないように、消費者庁での管理をお願いする。
新規施策	・消費者庁に消費者教育の専門部署を直ちに設置すべきである。
新規施策	・高齢者・介護事業者等に対する消費者問題の情報提供・啓発と情報提供体制の検討をすべきである。(同旨1件)
新規施策	・これまでの消費者教育体系化や実践事例収集等の効果を活用し、過程や地域、学校などの現場で消費者教育を実践するため、学校や自治体への働きかけを強め、モデル事業について検討すべきである。
新規施策	・事故情報を解析した上で、消費者教育やリスクコミュニケーションの実施をすべきである。
新規施策	・製品安全等、経済産業省に関係するテーマについて消費者教育の具体的施策を盛り込むべきである。
新規施策	・食育については一切盛り込まれていないことから、新規施策として、「食育を推進するための具体的施策」を追加すべきである。(同旨2件)
新規施策	・食品の安全確保についての消費者教育プログラムの策定と普及を行うべき。
新規施策	・食品表示を理解するための基礎的な知識についての周知及び普及啓発の実施。
新規施策	・身近な派出所の警察官に対し、消費者問題に関する教育を行う必要がある。また、地域の警察署と消費生活センターと情報交換などの連携が必要である。
新規施策	・新規施策として、「各省庁のホームページの消費者視点での見直し検討」を追加すべきである。 現在の各省庁のホームページは利用しにくいものである。省庁間で横断的に取り組まれている施策については、お互いにリンクするページを設けることなどが必要と思う。使い勝手に関するアンケート調査を行うなどして、改善を図ることが必要。(同旨1件)
	・ 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保
新規施策	・「日本版スーパーコンプレインツ制度(申出制度)を導入する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。

該当箇所	意見概要
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「パブリックコメント(意見募集)の仕組みの見直しと制度を充実する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策決定過程への参加を保証するための必要な措置を盛り込んだ制度を創設する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の苦情処理と紛争解決の促進 	
施策番号 95	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者ホットライン」の運用について、県市町によっては、ホットラインの導入や普及に熱心ではないところも見受けられるが、この施策について、今後どのように具体的に運用していこうと国は考えられているのか、示していただく必要がある。 ・「消費者ホットライン」の運用状況の検証を行い、平成 23 年度までに一定の結論を得るべきである。 ・早期の諸問題解決に向けて、統一された運用を確保するための統一システムの構築が必要である。 ・「「消費者ホットライン」を引き続き実施する。」とあるが、さらに、「消費生活センター、消費生活相談窓口の周知徹底に努める。」を追加すべきである。
施策番号 96	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者がどこに住もうが等しく消費者行政サービスを享受できるように、消費生活センターの設置及び専門相談員の配置に一定の基準を設けるように明示すべきであると考えます。 ・取崩限度額の「2分の1ルール」の撤廃、消費生活相談員の処遇改善(報酬引き上げ)、消費生活センターの機能強化等にかかる消耗品や電話料金、といった対象経費の拡大等について検討し、平成 23 年度予算要求に間に合うよう結論を出していただきたい。 ・「地方消費者行政活性化基金」について、本当に必要な施策に充てられるお金を交付するよう検討してほしい。(同旨 1 件) ・「地方消費者行政活性化基金」を 23 年度以降も継続してほしい。 ・基金が消費者行政全般に活用できるよう全面的な見直しを行うとともに、3 年間という期間を限定せず、地方公共団体等の取り組み状況等を勘案して期間延長を行うなど、活性化基金の制約を緩和すべきである。また、悪質業者に対する被害防止の観点から情報を消費者庁が一元的に収集し、全国的に波及する問題については、消費者庁が行政指導し、都道府県の枠を

該当箇所	意見概要
	<p>超えて行政指導の効力が及ぶ一元化した体制を検討すべきである。</p>
<p>施策番号 97</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の制度について検討される時は、相談現場で勤務する相談員に対してヒアリングを徹底し、現状を踏まえた上で、相談員制度の在り方（全国的に同じ身分とする等）について検討していただきたい。 ・消費生活相談員は、適切な相談処理業務だけでなく、正確迅速な情報の入力も求められることから、処遇改善を図り、人材確保に努めるべきである。（同旨 1 件） ・処遇改善の在り方だけでなく、国の支援（地方消費者行政活性化基金の活用等）についても検討し、平成 23 年度予算要求に間に合うよう結論を出していただきたい。 ・地方自治体の苦情処理機能を向上させ、また、消費者被害の実態を肌で知る消費生活相談員が社会的活動にも主体的に関わっていけるよう、「正規職員」「常勤化」による地位と処遇の改善を促進すべく、必要な法整備及び財源確保を推進すべきである。 ・相談員の処遇改善等の検討に当たっては、対応能力を含めた相談員の資質を評価し、その結果適格性を欠くような相談員に対する措置も含めて検討し、処遇改善に見合った相談員全体としての資質の向上を目指すべきである。 ・地方消費者行政・消費生活相談体制を充実させ、全国どの場所でも消費者が一律に相談できるような体制にする必要があり、この面で全国統一した相談員の身分保障・待遇改善を図るべきである。 ・「検討する」でなく、「検討した上で具体的なガイドラインを示す。」とすべきである。 ・ガイドラインを作成すべきである（相談業務の開設日数、職員数、出勤日数、センター数）。 ・相談員の処遇改善について、消費者庁として、一定の改善基準等を示し、それに必要な財政支援等について具体的に示すことが必要ではないか。 ・相談員資格の国家資格化が消費生活相談員の処遇改善に繋がるのではないか。
<p>施策番号 98</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度以降の国の支援の在り方について早急に検討し、平成 23 年度予算要求に間に合うよう結論を出していただきたい。検討結果については、基金の期間延長や恒久的な支援制度など、国からの支援策や支援対象範囲について具体的に示してもらいたい。（同旨 1 件）

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターや消費生活相談窓口を一元的な消費者相談窓口と位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対処等のために全国ネットワークを構築するための、必要な法整備及び相当の財源確保に努めるべきである。 ・消費者行政を「国と地方の共通の事務」と位置付け、消費者庁が中心となって全国的な基準等を示したり、広域的な観点から事業者の規制・指導等を行ったり、学校における消費者教育を推進していくとともに、消費者相談や一般消費者に対する消費者教育に関しては地方公共団体がその独自性を発揮して持続的に対応できるよう「地方消費者行政活性化基金」を永続化し、かつ地方が活用しやすい制度に改善すべきである。 ・「～地方公共団体への国の支援の在り方について検討する。」とあるが、国の財産である PIO-NET に対する人的支援についての検討もしていただきたい。
施策番号 99	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターには出会い系サイトの相談が数多く寄せられているが、サイト運営会社の悪質性や、決済方法（業者の口座への振り込み、コンビニでの電子マネー決済、クレジットカード決済）からの解決のアプローチが困難であるため、インターネットサイトの消費者被害における相談体制を整備してほしい。 ・相談員研修については、「知識の習得」に関する研修と同程度の時間を「対応能力・コミュニケーション・知識の実践的な活かし方」等の研修に割くべきである。 ・地方公共団体職員、消費生活相談員の研修には、強い意識を持ち行動するような意識改革を盛り込むべきである。 ・相談員の能力を高める研修に重点化を図り、拠点差や個人差が生じないようにしていただきたい。 ・研修制度の充実だけでなく、相談窓口の適切な人員配置を地方自治体に義務づける等の支援をお願いしたい。 ・消費生活センターの職員、相談員の研修等は消費者庁が国民生活センター等と連携して行うべきである。
施策番号 100	<ul style="list-style-type: none"> ・一独立行政法人である国民生活センターの業務内容を、その位置付けを法的に整理せず「消費者基本計画」に盛り込むべきではない。 ・「～消費生活センターからの経由相談に対し、内容に応じた・・・」とあるが、直接相談と経由相談の両方の強化が必要である。
施策番号 101	<ul style="list-style-type: none"> ・「多重債務者対策への地方公共団体による地方消費者行政としての取り組みの動向を把握するとともに、国による支援策に

該当箇所	意見概要
	ついて検討する。」と加筆修正すべきである。
施策番号 102	意見なし
施策番号 103	<ul style="list-style-type: none"> ・この種の消費者トラブルに関して、担当省庁である消費者庁、金融庁、法務省、国民生活センター等が別個に動くのではなく、それぞれの役割を明確にして、調整した上で、整合性をもって事業者への対応を行うべきである。(施策番号 104、105 に関連)
施策番号 104	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融関連の問題に関するセンサーとしての金融サービス利用者相談室のこれまでの在り方や役割について期限を区切って検証を行い、その結果と今後の対応方針を公表し、役割の検討、拡充を図る。」と加筆修正すべきである。検証については、「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 ・金融庁において、金融サービス利用者相談室の在り方の検討を行うのみでなく、各省庁が行っている消費者相談の在り方について、行政全体の視点から横断的・総合的に検討する必要がある。(同旨 2 件)
施策番号 105	<ul style="list-style-type: none"> ・金融ADRについては、新たに創設された指定紛争処理制度の実施状況を踏まえ、金融商品取引法の改正を含む見直しを行い、一層の充実を図る。
施策番号 106	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。
施策番号 107	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員が適切な対応を行えるよう、消費生活にかかわる諸問題の学習に環境問題も加えるべきであることから、新規施策として、「消費者生活相談員に対して、環境問題に係る最新の情報についての学習機会を提供する。」を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に関するトラブルは高度な専門的知見が必要であることから医療トラブルに関する専門相談窓口とトラブル解決に向けたシステム構築のご検討をお願いしたい。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「事故情報の分析・原因究明体制の一元化を図る。国民生活センター、製品評価技術基盤機構、農水省消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所など関連機関の特徴・実績を評価し、被害にあいやすい高齢者や子どもなどに関する人間工学的観点をも踏まえた原因究明体制の一元的機関の創設を目指す。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関する公正中立な紛争処理機関の強化と消費生活センター等との連携強化をしていただきたい。(同旨 1 件)

該当箇所	意見概要
<ul style="list-style-type: none"> 消費者の被害等の適切かつ迅速な救済 	
施策番号 108	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体訴訟制度に損害金等請求制度を導入することを求める観点から、平成21年5月28日付の参議院附帯決議に添って、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、必要な措置を講ずる。」と加筆すべきである。（同旨4件） 現在差止請求制度を担っている適格消費者団体こそ、オプトアウト型の金銭請求制度の主体としてふさわしいと考えられるため、制度の具体例として「適格消費者団体による金銭請求制度」を挙げておくべきである。（同旨3件）
施策番号 109	<ul style="list-style-type: none"> 改正貸金業法の早期完全施行を目指すべきである。多重債務問題の解決のために、貸金業界からの巻き返しを許さず、一刻も早く「グレーゾーン金利の撤廃」「総量規制」の実現が待たれる。（同旨3件） ヤミ金は、違法との裁判所の判例が出ているにも関わらず、警察の対応が署や担当者によってまちまち。ヤミ金撲滅について多重債務問題改善プログラムを徹底していただきたい。多重債務者へのセーフティネット貸付制度が実効性のあるものになるように制度の周知及びモニタリングを徹底して欲しい。 多重債務被害防止・救済のためには、連帯保証・根保証制度の抜本的見直しも不可欠である。具体的には、消費者信用における保証の禁止、返済能力を超える保証の禁止、クーリングオフないし取消権及び中途解約権の創設、借主の返済能力・返済経過についての情報提供義務の導入、期限の利益喪失までの保証人への催告制度の導入、加重な保証債務からの離脱を可能にする新たな紛争調整制度の導入などを検討すべきである。 機関保証制度を充実させるとともに、第三者保証人制度の廃止も含めた保証制度に対する規制を強化すべきである。（同旨1件）
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 現実に発生している消費者被害に対して、現行の対象では不十分であることから、新規施策として、以下の事案に対しての拡大が必要である。 <p>消費者団体訴訟制度における差止請求の対象について、拡大を検討する。</p> <p>①民法等の強行規定違反の行為</p>

該当箇所	意見概要
	②景品表示法4条1項3号により内閣総理大臣が指定した不当な表示 ③特定商取引法に定められた以下の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再勧誘の禁止違反(特商法3条の2等) ・ 書面交付義務違反(特商法4条等) ・ 禁止行為の一部(特商法6条4項等) ・ 指示事項違反(特商法7条等) ④不当約款、不当勧誘の推奨行為 ⑤消費者契約法の実体法部分を改正し、その内容を差止請求の対象とすることの検討 等
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者団体訴訟制度における差止請求の対象について、差止請求における後訴制限効(消費者契約法12条の2、1項2号)を再検討する。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規施策として、「高齢者向け住宅(有料老人ホーム・高齢者専用賃貸住宅等)の契約トラブルへの対応強化」を追加すべきである。【同旨1件】
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規施策として、「金融分野横断的に不招請勧誘禁止ルールを導入することを検討する。」を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジット会社や消費者金融などが、利息制限法に違反した違法な収益を自主的に返還するよう働きかけるべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規施策として、「金融分野における集団的被害救済制度の導入検討」を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害救済の為に必要な情報の取得を認める法制度を設けるべき。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の措置請求権等消費者の食品安全行政への積極的参加制度を創設すべきである。また、食品事故被害救済制度を創設し、食品に関するリコール制度を設けるべき。(同旨2件)
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間3万人を超える自殺者のおよそ4分の1が経済・生活苦によるものであることに鑑み、関係諸機関と連携して自殺防止対策を進めるべきである。(同旨1件)
(2) 経済社会の発展への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進 	

該当箇所	意見概要
施策番号 110	<ul style="list-style-type: none"> ・「有害化学物質による人の健康や環境への著しい悪影響を2020年までに最小化する（目標）」という取り組みが見えてこない。化学物質問題は、生物多様性保全にも関係していると思うが、その視点も見えてこないため、「身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について、事業者、消費者の正しい理解が得られるようにする。そのために、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、情報収集を行うとともに、正確で分かりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。」と加筆修正すべきである。（同旨2件）
施策番号 111	<ul style="list-style-type: none"> ・112と一本化すべきである。更に事業者に対する施策と対して消費者に対する施策を加えること。温室効果ガスの「見える」化対策については、今回の基本計画では農林水産省だけが単独で施策が抜書きされていて、112と比べると突出している印象もある。そうであれば、112の内容を省庁別に詳しく書き出すなどして記述をそろえるべきである。 ・「見える化」は消費者の選択に資するように普及することが重要である。その旨を追記すべきである。 ・温室効果ガス削減の「見える化」についての施策は農林水産以外の分野についても必要な施策なのではないか。 ・「見える化」というのは、分かりにくい。
施策番号 112	<ul style="list-style-type: none"> ・111と一本化すべきである。更に事業者に対する施策と対して消費者に対する施策を加えること。温室効果ガスの「見える」化対策については、今回の基本計画では農林水産省だけの施策を111で抜書きしている印象がある。112の内容を省庁別に詳しく書き出すなどして記述をそろえるべきである。 ・環境ラベルやカーボンフットプリントについての普及啓発を行うべきである。
施策番号 113	<ul style="list-style-type: none"> ・前段と後段は別項にすべきだが、そもそも113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。 ・既に実施済みのもの、役割を終えたものと思われるので実施の必要性を含め再検討すべきである。 ・3Rから、リフューズ・リペアーを含めた5Rを推進すべきである。
施策番号 114	<ul style="list-style-type: none"> ・113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。
施策番号 115	<ul style="list-style-type: none"> ・113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。
施策番号 116	<ul style="list-style-type: none"> ・113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> この施策の意図するところが不明である。 文章が長く、意味が分かりにくいので意見が出せない。計画は具体的に表現されるべき。
施策番号 117	<ul style="list-style-type: none"> 読者数や配信対象など目標を具体化し、効果測定できるような書き方にすべきである。
施策番号 118	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動のみを対象としているが、消費者を対象として消費行動を促すような施策を加えることが必要。
施策番号 119	<ul style="list-style-type: none"> 既に取り組みされている施策であり、これまでの作成・配布実績と資材の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化すべきである。 ポスター・パンフレットより、テレビ・新聞が効果大だと思う。 本来、環境省の予算で行われるべき活動であるため削除すべきである。
施策番号 120	<ul style="list-style-type: none"> 白書を作成するのは義務であり、消費者基本計画に入れるべき施策ではないので、削除すべきである。（同旨 1 件）
施策番号 121	<ul style="list-style-type: none"> 113、114、115、116、121は 3 R 関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。 実施する施策が不明。「わたしが作ったマイバッグ環境大臣賞」はすでに創設されている。マイバック環境大臣賞を消費者参加での環境保全活動として位置付けているのであれば、目的に合った施策なのか、参加規模は増えているのか、消費者の意識改革につながったのかなどの視点に基づいて、参加を拡大するなどの今後どのような展開するのかを施策化すべきである。 既に実施済みのもの、役割を終えたものと思われるので実施の必要性を含め再検討するべきである。（同旨 1 件）
施策番号 122	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭生活から排出される CO2 <u>削減</u>等のエコライフを推進するために、…」とすべきである。
施策番号 123	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の生物多様性に配慮した取組を推進するだけでなく、表彰制度を設けたり、ホームページでの紹介を行うなど、取組を進めている事業者に有意性があるようなしくみを検討してほしい。 「消費者に対しては、COP10 及び MOP 5 の意義を知らせ、カルタヘナ議定書国内法の改正にも取り組んでいく。」と付記すべきである。 担当省に農林水産省を追加すべきである。
施策番号 124	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁も担当省庁として共管すべきである。

該当箇所	意見概要
施策番号 125	・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。
施策番号 126	意見なし
施策番号 127	・具体的な施策が盛り込まれていない。2020年までに1990年比での25%CO ₂ を削減することを求められているが、この世界的にも重要な課題の目標達成が非常に厳しい状況となっており、今までの施策を継続するだけでは達成は不可能と考える。今回提案された素案では、この目標達成に向けた施策が非常に少なく、この施策も具体性に欠けている。また、この施策については担当省庁を環境省のみとしていることなど、不十分。幅広い省庁（環境省、内閣府、経済産業省、農林水産省、国土交通省、文部科学省）が協力して進めるべき施策として、改めて記述しなおすことが必要。
新規施策	・温室効果ガス25%削減について、現在政府で検討されている削減のためのロードマップを踏まえた具体的施策を追加すべきである。（同旨3件）
新規施策	・新規施策として、「教員への専門教育の実施、環境教育の専門家の養成、外部講師の活用などに取り組みながら、教育機関における環境教育を充実させる。」を追加すべきである。
新規施策	・環境配慮商品普及に伴う消費者トラブルへの監視に関する内容を盛り込んでいただきたい（例：太陽光発電の設置業者とのトラブル）。（同旨1件）
新規施策	・エコポイントの対象製品拡大や制度継続に向けた検討をすべきである。
新規施策	・環境に関する消費者教育の推進（製品の環境負荷をライフサイクルで捉えるという考え方の普及、カーボンフットプリントなど新しい環境情報に関する普及啓発、生物多様性の保全を含めた持続可能な社会づくりや環境保全のための環境教育推進のための人材育成）をしていただきたい。（同旨1件）
新規施策	・適切な環境情報の提供（生物多様性の保全、循環型社会実現のために、個別製品の生産段階から廃棄段階に至る、全体的な環境負荷の大きさに関する情報や、情報提供の在り方についての検討と具体化）をしていただきたい。（同旨1件）
・ 高度情報通信社会の進展への的確な対応	
施策番号 128	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策番号 129 と一本化すべきである。 ・ 出会い系サイトの実態を把握し、悪質な出会い系サイトの取締りを強化するべきである。（施策番号 129～131 にも関連）

該当箇所	意見概要
施策番号 129	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策番号 128 と一本化すべきである。
施策番号 130	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求に使われている携帯電話のアドレスを、各地の消費者センターから通報してもらうことにより、携帯電話の契約を解除し、今後の犯罪の未然防止をすべきである。 ・ 迷惑メール対策についてさらなる取組をすべきである。
施策番号 131	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信分野における不招請勧誘の禁止について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析して現状を把握し、業界への指導にあたるべきである。なお、不招請勧誘についての表現は正確にすべきである。 ・ 契約締結後の対応の在り方に対する検討がされていない。 <p>総務省は「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を受け、利用者保護を実効性のあるものとするため、契約解除等の民事効規定の電気通信事業法への創設の検討をしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文章の意味が分からないと思う。また、「勧誘の適正化」とはどういう事で、どのようにして「適正化を図る」のか、具体的に表現してほしい。 ・ 意味が分かりにくいので、「電気通信分野において、消費者が承諾しない場合、事業者は勧誘を行わないようにする」と記載すべきである。
施策番号 132	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信分野における適合性の原則について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討すべきである。 ・ 契約締結後の対応の在り方に対する検討がされていない。総務省は「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を受け、利用者保護を実効性のあるものとするため、契約解除等の民事効規定の電気通信事業法への創設の検討をしていただきたい。
施策番号 133	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信分野における情報提供義務について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討すべきである。 ・ 電気通信分野、ウェブやメールでの表示について不当な表示を排除しその適正化を図ることを具体的施策に掲げるべきである。なお、担当省庁等は「消費者庁・総務省」とすべきである。 ・ 契約締結後の対応の在り方に対する検討がされていない。総務省は「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を受け、利

該当箇所	意見概要
	<p>ユーザー保護を実効性のあるものとするため、契約解除等の民事効規定の電気通信事業法への創設の検討をしていただきたい。</p>
<p>施策番号 134</p>	<ul style="list-style-type: none"> 回数等を明示するなど、対応について具体的な記述が必要である。
<p>施策番号 135</p>	<ul style="list-style-type: none"> 135、136、137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業省とすべきである。
<p>施策番号 136</p>	<ul style="list-style-type: none"> 135、136、137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業省とすべきである。
<p>施策番号 137</p>	<ul style="list-style-type: none"> 135、136、137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業省とすべきである。
<p>施策番号 138</p>	<p>意見なし</p>
<p>施策番号 139</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担当省庁に文部科学省、消費者庁を加えるべき。 教育課程に盛り込まないと、あまねく普及させるのは難しいのではないか。
<p>施策番号 140</p>	<p>意見なし</p>
<p>施策番号 141</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者への正しい情報提供及び事業者への消費者利益に配慮した自主的な取組の促進を促す必要がある。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「放送分野における消費者政策として、「テレビショッピング番組」における情報提供量や内容の在り方及び有料放送契約における消費者保護ルールの在り方について検討を行う」を追加すべきである。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「消費者庁に集められた情報通信分野の消費者相談を分析し、未然防止のために必要なルールの検討」を追加すべきである。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「デジタルコンテンツに関する広告ルールの作成」を追加すべきである。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「行動ターゲティング広告など個人の購買行動等を活用したサービスや顧客 ID やユーザー ID 等による購買行動や個人情報のひもづけなど、消費者の権利利益の保護の対象を幅広く想定し、勧誘適正化の具体化のための検討を進めること。」を追加すべきである。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は「電気通信サービス利用者懇談会報告書」の「提言の要旨」に沿って、利用者保護のため実効性のある検討、消費者保護ガイドラインの改正の検討をしていただきたい。
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> アフィリエイト、ドロップシッピング等の新商法の対策等、インターネットを前提にした迅速な消費者保護の取組を行うべき。

該当箇所	意見概要
新規施策	<p>・「今後ますますネット技術が進歩していき、生活に不可欠になっていくことと思われる。消費者被害の予防のためにも大人・高齢者・障害者に対し、それぞれに適した ICT メディアリテラシー育成の充実を図る。」（担当省庁：総務省）を追加すべきである。</p>
新規施策	<p>・「基幹放送である地上デジタルテレビ放送に対する著作権保護のための複製制限の在り方と、私的録画補償金の問題は密接な関係があるが、現在は省庁縦割りで、大局的に議論する場がない。録画をしない消費者を含めて、大多数を占める善意の消費者が不便な仕組みと、そのコスト負担と、補償金の三点を引き受けている。消費者庁が司令塔となり、関係省庁との調整、各ステークホルダー間の議論を経て、著作権の保護と同時に消費者の権利を尊重した制度となるよう改革を図る。」（担当省庁：消費者庁・総務省・文化庁・経済産業省）を追加すべきである。</p>
<p>・ 国際化の進展への対応</p>	
施策番号 142	<p>・ 製品安全についての国際的情報共有を進めるべきである。</p>
施策番号 143	<p>意見なし</p>
施策番号 144	<p>意見なし</p>
施策番号 145	<p>意見なし</p>
施策番号 146	<p>・「輸入食品の安全性を確保するため、輸入相手国にわが国の法令の遵守の徹底を要請すると共に、輸入事業者へは現地での監視強化を要請する。」も盛り込むべき。</p> <p>・平成 23 年度の「輸入食品監視指導計画」策定までに一定の結論を得るべく、同計画に沿って、輸入時の監視指導や輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ることが必要である。また、輸入時における輸入食品の表示に係る監視指導の在り方について検討を行うよう望む。（同旨 1 件）</p>
施策番号 147	<p>・国際的な電子商取引は、今後更に増えていくと考えられる。トラブルの解決には、相手国との外交関係だけでなく、国際ルールの確立が欠かせないと思うので、関係各省庁が、総合的に対応していただきたい。</p> <p>・越境電子商取引については、今後、消費者庁及び国民生活センターも積極的に関与する必要がある。</p>
新規施策	<p>・食品分野について、コーデックス委員会等の国際機関における規格等の策定作業において政府の統一的な対応を行うため、</p>

該当箇所	意見概要
	関係省庁間の連携を強めるとともに、消費者をはじめ関係者への情報提供及び検討課題に関する意見交換を定期的に行うべきである。(同旨2件)
(3)	関係者・関係団体との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上
	・ 消費者団体等との連携
施策番号 148	<p>・ 適格消費者団体に対する資金的支援を早期に実現する観点から、「消費者庁および消費者委員会設置法 附則」の趣旨を踏まえ、下記のように加筆・修正されるよう要請する。</p> <p>(修正案)</p> <p>「適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他適格消費者団体に対する支援の在り方について、適格消費者団体が自主的に資金を確保するための手法、人材の育成・確保等の手法の調査・開発を含めて調査・研究を行う。また、適格消費者団体による差止関係業務は、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法の法令趣旨を徹底し、不正約款と不正勧誘行為ならびに不正な表示の監視・是正の機能を果たしていることから、適格消費者団体に対する資金面ならびに情報提供面での支援策について検討する。」</p> <p>実施時期：平成22年9月までに一定の結論を得、平成23年度予算に反映させる。 その後も調査・研究と検討をすすめ、資金面ならびに情報提供面での支援を拡充していく。</p> <p>また、情報提供に関しては、①消費生活センターに持ち込まれた相談のうち、差止請求の対象となりうると考えられる事業者の行為については、消費生活センターから適格消費者団体に情報提供できるように定める、②PIO-NETに入力されている事案の処理結果について、消費者契約法40条の適格消費者団体に提供できる情報に加える、といった点について検討されることを念頭におき、情報提供面での支援策の検討についても明示されるよう要請する。(同旨4件)</p> <p>・ 適格消費者団体による差し止め請求関係業務の遂行に資するため、事業者は、適格消費者団体から差止請求関係業務に関連することを明示した申入れや資料請求があった場合には、正当な事由のない限り、誠実に対応する義務を負担する旨の立法をすることを含め、さらに検討をすべきである。</p> <p>・ 資金を確保するための手法について、適格消費者団体の自主性を強調しているが、国又は地方公共団体による財政支援を</p>

該当箇所	意見概要
	<p>強調するよう改めるべき。(同旨3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度までに一定の結論を得るべく、適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるべきである。 「適格消費者団体に対する支援策について検討する」は「適格消費者団体に支援する」と改めるべき。
<p>施策番号 149</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民生活センター等から適格消費者団体への情報提供については、PIO-NET 情報の閲覧自体を検討すべきである。契約書等の生の情報についても情報提供の方法が検討されるべきである。(同旨2件) 消費者団体に対する情報支援・財政支援の在り方について検討し、平成23年度までに一定の結論を得るべきである。 「地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、」を「消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、」に修正すべきである。 「消費者契約法の改正議論と併せて、消費者契約法第13条第3項(認定の要件)の見直しの検討を進める」と明記していただきたい。
<p>施策番号 150</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文章として意味不明。「コミュニティへの情報提供」と「消費者団体育成・支援」は別項目にすべきである。 各団体との情報共有や連携を深めるシステム(メーリングリスト、名簿の整備)、消費者団体等の意見を継続的に聞く機会の設定、民間団体を入れた検討会議(地方版消費者委員会)設置などをすべきである。(同旨2件) 「～効果的な情報交換の在り方の検討等を実施」を「～効果的な情報交換の在り方の検討等を実施するとともに、消費者団体に対する支援策について検討し、実施する。」とし、具体的支援策の検討が必要である。 地方公共団体による消費者団体の育成・支援等について、予算措置を伴う具体的な育成・支援策の検討と地方公共団体での専任職員の増加について、指導の強化を望む。(同旨1件) 「消費者教育や～を行う消費者団体」とすべきである。 消費者被害の情報収集のみならず、被害の救済や防止のために活動している公益性の高い消費者団体には、国や国民生活センター等の情報を直接提供できるように検討すべきである。(同旨1件)
<p>新規施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、消費者団体に対する支援策を検討すべきである。(同旨3件)

該当箇所	意見概要
	<p>①消費者団体の公益的な活動(例：消費者教育・広報啓発、被害救済、事業活動の是正等)に対する財政支援を検討する。</p> <p>② 特に消費者団体による相談業務や適格消費者団体による差止請求業務に関する財政支援は緊急を要しており、全般的な支援策の検討に先立ち、検討を行う。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者団体訴訟制度の差止制度における差止請求対象の拡大検討、後訴制限効の再検討をすべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の進行管理を行えること、そして進捗状況を広く消費者に周知し、消費者の声をもとに計画の修整ができること、省庁間で施策の進捗を確認しあえ、相互に補完し合える状況を作れることで、計画の検証・評価・監視の実効性を担保し、消費者行政の充実を図ることができるよう、新規施策として、「消費者庁ホームページに「消費者基本計画」の個別施策の進捗が確認できるページを設ける。更に各省庁ホームページにも消費者基本計画の担当施策ページを設ける。各省庁の消費者基本計画ページは消費者庁ホームページの基本計画ページからもリンクできるようにする。各省庁は少なくとも四半期に一度、ホームページに施策の進行状況を公表する」を追加すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 	
施策番号 151	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「法改正を含めた必要な措置を講じる」と修文すべきである。(同旨1件)
施策番号 152	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正競争規約はほぼ消費者庁の役割になっているため、公正取引委員会は自由かつ公正な競争環境を維持し、企業を競争させることにより、市場価格に基づく適正な商品を消費者が購入できるようにする役割を果たすべきである。
施策番号 153	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決業務の円滑化は、警備業務に限らず、事業者全体で取り組まれるべき。
施策番号 154	意見なし
施策番号 155	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底の促進は、食品業界に限らず、分野横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 (修正案) 事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、関係業界単位で開催される信頼性向上に向けた研修会や従業員教育等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進する。

該当箇所	意見概要
	<p>担当省庁等は消費者庁、総務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係事業者に対する消費者の信頼確保に限定せず、関係省庁と連携して広く他業種についても法令順守を促進すべきである。また、利害関係者である消費者団体と連携しつつ、事業者の行うCSR活動促進の支援を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者・事業者団体による自主的な取組の促進に関する施策が、施策番号151～155に限られているのは非常に脆弱であり、更なる強化が必要である。B to C ビジネスにおける事業者の留意点など業界横断的な啓蒙活動がより必要であり、消費者庁がその活動をすべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全を守るために、食品販売店の敷地内に喫煙ルームや灰皿を置かないことを義務付けるとともに、飲食店や公衆居酒屋の屋内完全禁煙化を実施すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の自己責任は事業者責任が前提。「ルールある経済活動を実現するための仕組づくりの検討をする」（担当省庁：消費者庁）（実施時期：平成22年度以降継続的に実施）を追加すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等との連携 	
施策番号156	<ul style="list-style-type: none"> ・現場のヒアリングを行う点を追加すべきである。 ・施策番号156～158について、地方消費者行政の強化の早期実効を挙げるために、消費者庁が標準プログラムを提示し指導性を発揮して、明確な管理目標を組み入れる必要がある。
施策番号157	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの苦情・相談や斡旋に適切に対応するとともに、被害を発生させている事業者の行為を是正し、被害の拡大防止を図る等の法執行強化のための体制整備及び財政的支援を行うべきである。
施策番号158	<ul style="list-style-type: none"> ・96、97、98とあわせて、整理する必要がある。（同旨1件） ・地方消費者行政の充実のために、消費者行政を統一的、一元的にすすめる強い権限を持つ司令塔の役割を果たす、地方版消費者庁を組織すべきである。 ・消費者団体、事業者、弁護士等の専門家などで構成される、地方版消費者委員会を設置すべきである。 ・本年1月14日に地方消費者行政強化プラン策定本部が発表した「先導的な取り組み事例集」を10年度以降も継続的に作成し、地方消費者行政の充実・活性化に資するよう地方自治体の担当者と共有すべきである。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市区町村との連携を強化するための支援を行うべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「地方消費者行政強化プランの動向把握(例：地方消費者行政推進本部の活動状況、相談体制や法執行の拡充状況)と国による地方消費者行政支援策の検討」を追加すべきである。 <p>地方自治体の取り組み状況を集約して、自治体間に広げ、つなげていくことは地方消費者行政の充実化において、必要な施策と考える。また各地の取り組みを集約分析することで、消費者庁自身の施策に反映し、国全体の消費者行政のステップアップにつなげることが可能となる。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要がある。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「各省庁HPに、消費者基本計画で取り上げた施策に係る地方公共団体の好事例を紹介するページを設け、毎月情報を更新するとともに、事例のデータベース化を図る。」を追加すべきである。 <p>「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に収録された自治体の取り組み事例は、必ず、他の自治体の参考となり、施策は豊富化する。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「活性化基金の使い勝手を向上させるための検討と実施要綱の改定」を追加すべきである。 <p>強化プランでの事例紹介を参考に地方公共団体が積極的に取り組むための今一度の動機付けを行うためにも、基金の使い勝手の向上をはかることは必要。また、積極的に基金を使わない公共団体がいるとはいえ、被害に遭うのはその自治体に居住している消費者である。消費者被害の発生を防ぐという第一義的な目的を達成するためには、要綱の見直しは必要な施策である。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要がある。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「活性化基金終了後の国としての地方公共団体への財政的支援策の検討」を追加すべきである。 <p>基金終了後の財政負担増等を懸念している地方公共団体の不安を解消するために、施策に盛り込み、早急に検討を開始すべきである。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要がある。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に設定された、消費者庁と国民生活センターの課題の進捗状況を定期的に公表する。地方公共団体の好事例を月に少なくとも一件は情報として発信し、各地への普及を図る。」を追加すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等による試験、検査などの整備 	

該当箇所	意見概要
施策番号 159	<ul style="list-style-type: none"> ・ 159・160は一つの項目にして、担当省庁を、消費者庁、経済産業省、国民生活センターとすべきである。 ・ 原因究明機関の一つとして、消費者庁を含め各関係省庁と共同して検討を進めるべきである。 ・ 簡易な商品テストについては各都道府県が対応できる体制を構築すべきであり、そのためにも、担当職員の資質向上に向けた研修制度の確立と、都道府県（ブロック別）の連携強化体制の構築が必要である。
施策番号 160	<ul style="list-style-type: none"> ・ 159・160は一つの項目にして、担当省庁を、消費者庁、経済産業省、国民生活センターとすべきである。 ・ 原因究明機関の一つとして、消費者庁を含め各関係省庁と共同して検討を進めるべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規施策として、「地方公共団体の消費生活センターが行う商品テストの機能強化のための支援策を検討し、実施する」を追加すべきである。 <p>消費生活センターの商品テスト機能は重要な役割を担っている。しかし現状では機能が縮小されたり、地域間での取り組みの格差に大きく差が生じている。商品テスト機能の回復を早急に進める必要があり、消費者庁と国民生活センターの支援の下、早急な底上げと建て直しが必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政組織体制の充実・強化 	
施策番号 161	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な計画を明記すべきである。 ・ 講義形式の研修にとどまらず、行政職員を対象に、消費者行政の必要性を認識させるべく、消費生活センターにおいて電話応対等の研修をさせ、消費者被害の実態を体験する、消費者行政を司る部局と他の部局の間で人事交流を行うべきである。 ・ 消費者を主役とした行政を行うべく、平成22年度までに各府省庁における教育計画を策定し、国家公務員に対する研修の実施をすべきである。 ・ 行政組織体制の充実・強化は、早急に取り組んでいただきたいが、今後、意味のある検証・評価がなされるためにも、数値目標や実施時期を明示するなど、具体的に示してほしい。
施策番号 162	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な計画を明記すべきである。
施策番号 163	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な計画を明記すべきである。 ・ 原因究明機関の問題として検討すべきである。

該当箇所	意見概要
施策番号 164	意見なし
施策番号 165	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政における国民生活センターの位置付け、ミッション、権能が依然分かりにくい。これらを明確にして、センターとしての機能発揮を高めていく必要がある。
施策番号 166	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の処遇問題を消費者基本計画に掲載するのは馴染まないのではないか。施策番号165の組織体制の更なる整備の後に続くものであることから、166は不要と思われる。 ・ガイドラインを作成すべきである（雇止めの禁止、最低賃金の確保）。また、任期なしの短時間勤務職員制度の導入をはっきり打ち出すこと。または今後の重点検討課題とすること。
施策番号 167	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁と消費者委員会の所掌事務等の見直しを盛り込むべき。（同旨1件）
施策番号 168	<ul style="list-style-type: none"> ・欺瞞的顧客誘引など不公正な取引方法の取り締まりや談合防止施策のより強力な実施のため積極的に取り組み、もって消費者利益の保護を図ることを明示すべきである。 <p>また、差止請求訴訟や損害賠償請求訴訟に、適格消費者団体による団体訴訟を導入することを検討する旨明記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①被害者救済のために課徴金等の不当利得を被害者救済に充てる制度、②独占禁止法違反があった場合に消費者が私法上、契約を解除等できる法制度、③私訴（損害賠償、行為の差止請求）の情報提供の積極化等を行い、企業に対する牽制機能強化施策を更に検討すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「事故情報に関する感性豊かな事故分析官の育成を図る。」（担当省庁等：消費者庁）を追加すべきである。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施策として、「各省庁における消費者行政推進窓口（例えば、消費者庁への報告・相談・事例共有や、消費者基本計画の当該省庁担当部分の取りまとめ等を任務とする）の明確化」を追加すべきである。 <p>省庁間のネットワーク化、消費者にとっての窓口の「見える化」は必要な施策。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施策として、「消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該政策の策定の過程の公正性・透明性を確保するための制度の整備などの必要な施策を講ずる」を追加すべきである。総論に記述されている施策であり、検討が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他全体に対する意見 	
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本法の見直しを検討すべきである。

該当箇所	意見概要
全体	・消費者基本法や今回の総論部分で整理した基本理念や基本的方向にのっとり、消費生活に関わる具体的施策を幅広く盛り込むべきである。
全体	・消費者庁自身の課題でもある、消費者庁設置関連三法の附則・附帯決議、消費者庁工程表、「地方消費者行政の充実・強化プラン」で掲げている課題を盛り込むことが必須であり、その精査が必要である。(同旨2件)
全体	<p>・以下に掲げる「分野横断的・省庁横断的課題」について追記・修正が必要である。(同旨2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各府省庁における消費者担当部局の位置づけの明確化と体制強化 ○表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定 ○各省庁が行っている消費者相談の在り方についての横断的・総合的な検討
全体	・テーマ別の分類(例：製品安全、食品安全、金融、通信、等)にすべきである。(同旨2件)
全体	・消費者庁がすべての施策に関わった上で、他の担当省庁を記載すべきである。(同旨1件)
全体	・施策の実施期間、頻度、対象、手段等を具体的に記述し、進捗状況や実施の有無を判断できるようにすべきである。(同旨1件)
全体	・分野・省庁横断的課題の設定をすべきである。(同旨2件)
全体	・重点課題の設定をすべきである。(同旨2件)
全体	・具体的施策の内容に非常に細かい項目がある一方、本来業務が記載されているものもあるため、記述のバランスを見直すべきである。
全体	・各省庁が行っている消費生活関連の調査結果について一元的に紹介する仕組みづくり
全体	・消費者基本計画について、その枠組みが作られた経緯やその意義も含めて、関係者の共有化を図り、消費者にも分かりやすく伝え、協働して計画の推進を図っていただけるようにすることを追記していただきたい。
全体	・マスメディア対応も含めて、リスク危機管理体制を具体的に明記してほしい。
全体	・「担当省庁等」は、各府省庁を除くと国民生活センターしか掲載されていないが、政府一体となった取組という観点から、消費者庁以外の各府省庁が所管する独立行政法人等による取組も具体的施策に掲載すべきである。

該当箇所	意見概要
全体	・平成 22 年度以降継続的に実施する施策が多すぎるため、少なくとも新規施策を「検討すること」が必要なものを見つけ、掲載すべきである。